

第3章 横浜市の自殺対策における 基本認識と取組の方向性

1 基本認識と施策体系

(1) 基本認識

国の「自殺総合対策大綱」及び神奈川県「かながわ自殺対策計画」を踏まえ、次の項目を本市の自殺対策の基本認識とします。

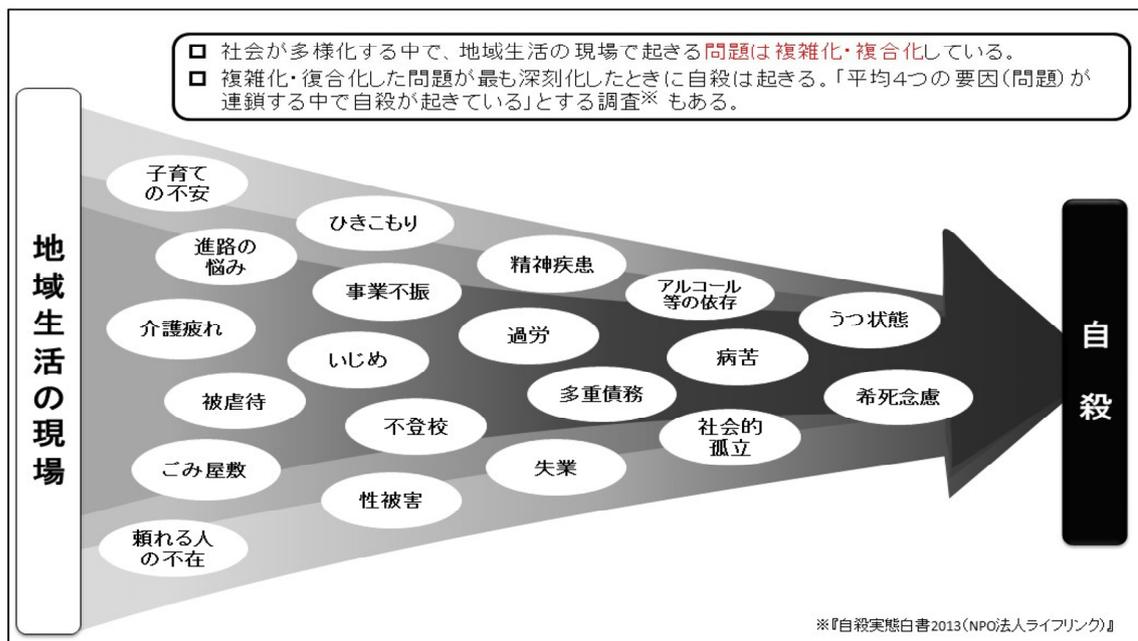
ア 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる過程として捉える必要があります。自殺に至る心理としては、仕事や家庭、健康など様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外のことを考える余裕のない状態に陥るなど、危機的な精神状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態をみると、大多数の方は様々な悩みによって心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態やうつ病、アルコール依存症等に陥っている場合も多く、これらの影響によって正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

職場の人間関係や健康など、一つの悩みをきっかけにいくつの悩みが重なって不安が増大しても、悩みを打ち明けることができる相手が見つからずに孤立し、最終的には心理的にも追い込まれて自殺に至るようなケースが少なくないと認識することが必要です。

図表 3-1 自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省)



イ 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組によって、多くの自殺を防ぐことにつながります。

また、健康問題や家庭問題等、一見すると個人の問題と思われる要因であっても、医療や福祉、法律などの専門家への相談につながることによって、自殺を防げる場合もあります。

自殺は、その多くが社会的な取組を実施することで防ぐことができるとの基本認識を持って、自殺対策を進めることが重要です。

ウ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人は、心のなかでは「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている場合も多く、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いと言われています。家族や友人、職場の同僚など身近な人やその人に関わるあらゆる人が、自殺のサインに気づき、寄り添って見守り、必要に応じて各種の相談や、医療機関への受診を勧めることなどによって、自殺の予防につなげていくことが重要です。

エ 年間自殺者数はピーク時と比較すると減少しているが、非常事態は続いている

我が国の年間自殺者数は、平成10年に31,755人となり、その後も3万人前後で推移し、平成15年には32,109人となりました。その後、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」の制定や改正を受け、自殺者数は平成22年以降、減少傾向に転じ、令和元年には年間自殺者数が19,425人にまで減少しました。しかし、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化しました。それにより、特に女性や小中高生の自殺者が増え、自殺者数が11年ぶりに増加傾向に転じ、前年と比較して818人増加の20,243人となりました。

本市においても、平成22年の788人から減少傾向となっており、平成30年には484人まで減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、令和4年には559人にまで増加しています。

このような状況の中、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として約2万人となっています。こうした状況を踏まえると、かけがえのない命が、自殺に追い込まれており、非常事態はまだまだ続いているという認識のもとに取組を進めることが重要です。

(2) 施策体系

ア 基本理念

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。しかし、いずれの場合においても、自殺は、追い込まれた末の死です。このため、自殺対策は、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」を連動させながら、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、総合的に推進することが大切です。

自殺対策の本質が、生きることの支援にあることを踏まえ、基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を設定します。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

イ 基本方針

基本理念の実現に向けて取組を進める上で、本計画では、以下の基本方針を定めます。

(ア) 本市の自殺の特徴を踏まえた取組の推進

- より効果的に対策を進めていくために、これまで進めてきた各種の取組を強化していくほか、本市の自殺の特徴を踏まえた実践的な取組を、一層推進していきます。

(イ) 3つの対応段階と3つの階層を踏まえた取組の推進

- 本市の自殺の特徴に対してより有効な取組を講じていくため、国の自殺総合対策大綱にある「事前対応」「危機対応」「事後対応」の3段階での効果的な施策展開の考え方を参考にしながら、本市の自殺実態や取組の効果などの分析を進め、対策に反映させていきます。
- 加えて、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」の3つの階層を一体的なものとして連動させて取組を行っていく考え方(三階層自殺対策連動モデル²³)を参考にしながら、施策を推進していきます。

(ウ) 体系的な施策の推進

- 施策体系は、適切な指標の設定とPDCAサイクルの精度を向上させるため、ロジック・モデルの考え方を参考にし、政策から施策レベルまでを体系化します。
- また、関係部局の取組が自殺対策につながっていることを意識し、現計画において「関連施策」として整理されている関係部局の様々な取組を、「基本施策」に振り分けて整理し直します。
- 特に、「こども・若者を対象とした取組」、「女性への支援に関する取組」や「自殺未遂者の支援に関する取組」は、「重点施策」に位置付けることで、本市の課題を踏まえた自殺対策につなげます。

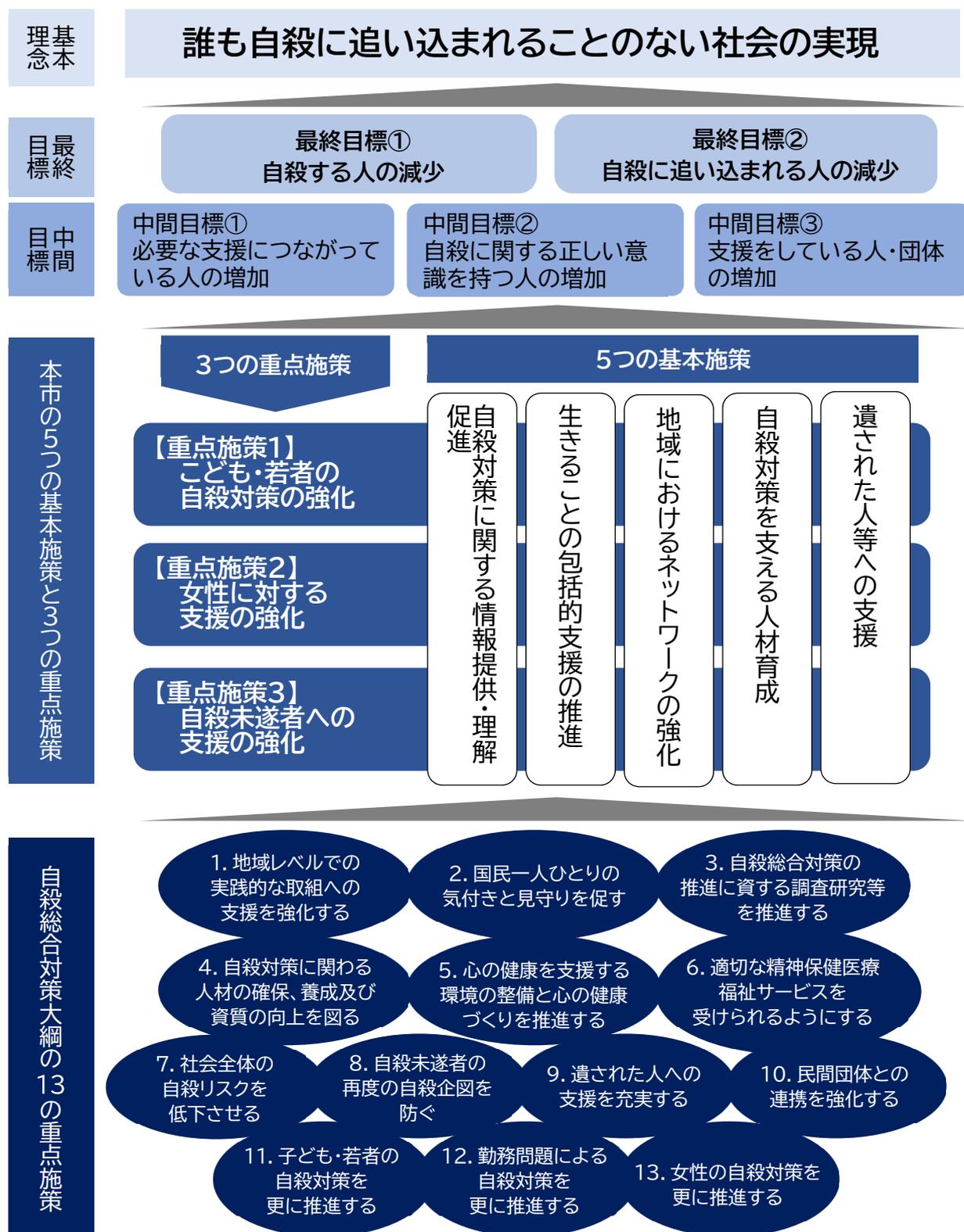
²³ 厚生労働省「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き（令和5年6月）

ウ 施策体系

精神保健福祉分野に限らず、教育、勤労、経済支援等、庁内関連部署の取組を有機的につなげ、総合的に自殺対策を推進するため、関連施策を「基本施策」及び「重点施策」に振り分けて整理します。

「基本施策」は、自殺の背景には様々な要因があることを踏まえ、全庁的に取組を推進するため、本市の自殺対策に資する施策として位置付けます。また、「重点施策」は、本市の自殺の特徴を踏まえ、基本施策の取組等から、対象者を明確にした具体的な施策として位置付けます。

図表 3-2 施策体系



2 施策体系に沿った取組の方向性

(1) 基本施策

ア 基本施策1 自殺対策に関する情報提供・理解促進

(ア) 施策の方向性

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に直面した人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景についての普及啓発や多くの市民が理解を深めていくことができるよう、はたらきかけることが求められます。また、困った時には誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自殺が身近な問題であることや、メンタルヘルスなどの様々な要因が重なりあって自殺につながっていく実態を知ってもらうとともに、精神疾患や自殺等に対する誤った認識や偏見を払拭することを目的に普及啓発を推進します。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	所管課
自殺対策普及啓発	悩みを抱えている人が必要な支援、相談窓口につながるよう、また自殺対策に関する正しい知識が普及するよう、関係団体等と協力し、多様な手段を用いて啓発を実施する。また、自殺対策強化月間及び自殺予防週間(9月と3月)には、集中的に取組を推進する。庁内において、市民等から自殺予告に関するメール等を受信した場合、迅速・適切に対応できるよう周知する。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
心のサポーター 養成事業	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して、できる範囲で手助けをする「心のサポーター(通称:ここサポ)」を養成する。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
人権啓発	一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を目指すために、性的少数者、犯罪被害者等、様々な人権課題に対する啓発を行う。また、人権擁護委員と連携し、区民まつり等を活用して人権啓発を行う。	市民局人権課

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:「横浜市人権施策基本指針」について

横浜市では、あらゆる施策・事業について、人権尊重の視点をもって推進するための基本姿勢や、人権施策の取組の全体像を明らかにするため、「横浜市人権施策基本指針」を策定しています(策定:平成10年度 直近改訂:令和3年度)。

指針では「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」をめざす社会像とし、以下のような、様々な人権課題に係る取組状況や施策の方向性を示し、市民、地域団体、事業者にもその意義を呼びかけ、社会全体で人権尊重の取組を推進することとしています。

イ 基本施策2 生きることの包括的支援の推進

(ア) 施策の方向性

自殺の背景には、様々な要因が複合的に絡まり合っており、心理的・精神的に追い込まれた末に自殺に至ると言われています。

抱えている問題を深刻化させないため、自殺の要因となり得る精神的な不調だけでなく、生活困窮や孤独・孤立等の様々な悩みなどに対して、初期の段階で適切に対処し、その解決に努めることが重要です。こうした、不安や悩みに対しての専門的な相談対応が可能な、支援機関等へ適切につながっていくことで、課題の解決に結びつくよう、相談支援の充実や各種の専門相談窓口の情報提供を進めます。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	所管課
インターネットを活用した相談事業(相談)	「死にたい」等の自殺に関する様々な用語検索に対して、自殺に直接つながる可能性のあるキーワードの検索者へ、インターネットツールを使用した相談対応を実施する。	健康福祉局 こころの健康相談センター
依存症対策事業 (専門相談・回復プログラム・家族教室)	アルコール、薬物、ギャンブル等の問題に悩む家族や当事者を対象とした、専門相談やプログラムを実施する。	健康福祉局 こころの健康相談センター
生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の課題の解決や生活の立て直しについて、関係機関等と連携し、包括的な相談支援を行う。	健康福祉局 生活支援課

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:こども虐待死としての「親子心中」

～こどもの命が、親子心中によって奪われています～

- 全国のこども虐待による死亡事例の中で、心中によるこどもの死亡事例は、全体数の4割近くとなっています(「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について～こども家庭審議会児童虐待防止対策部会～」第1次～19次報告[平成15年7月～令和4年3月:1,608人中619人])。横浜市でも令和元年度から毎年心中事案が発生しており、複数のこどもの命が奪われています。
- 子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改訂版 厚生労働省)には、「心中による虐待死は、何よりも、保護者によって何ら罪もない子どもが殺害されるものであり、深刻な児童虐待の一つであることを忘れてはならない。」と記載されています。心中の対策として、子育てをしている親の支援強化や、周囲の人々がそれぞれの立場で話を聞き、必要な情報提供ができるよう、ゲートキーパーの役割を広げていくなどの取組が重要です。

ウ 基本施策3 地域におけるネットワークの強化

(ア) 施策の方向性

自殺対策の推進には、行政だけではなく民間で自殺対策などの取組を行っている団体や、地域で福祉的な支援や健康づくりなど様々な活動をされている方、行政を含む職員の健康問題に取り組む企業・組織、報道機関など多岐にわたる関係者が、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、それぞれの役割を明確化し、情報や意識の共有を図りながら、相互の連携や協力など、地域全体の取組として推進していくことが大変重要です。

このため、保健、医療、福祉、教育、労働、法律、その他の関連する分野で活動している行政の各部署や関係機関等の協働により、積極的に自殺対策に取り組む土台づくりを推進します。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	所管課
地域自殺対策推進センター事業	地域自殺対策推進センターにおいて、精神保健福祉士等の専門職を配置する。自殺統計、人口動態統計、市民意識調査(おおむね5年に1回実施)など関係統計を解析し、関係機関や市民に提供する。	健康福祉局 こころの健康相談センター
よこはま自殺対策ネットワーク協議会	本市における自殺対策を総合的に推進していくため、民生委員などの市民代表や、自殺対策に取り組む支援団体と行政で、情報交換や関係機関の連携及び協力の推進、一体的な広報啓発活動を図る。	健康福祉局 こころの健康相談センター
横浜市庁内自殺対策連絡会議	精神保健福祉分野に限らず、庁内関係部署が密接な連携と協力により、総合的な自殺対策の推進を図るための情報共有等を行うことを目的とした会議を開催する。	健康福祉局 こころの健康相談センター

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:日常業務が自殺対策につながっている～庁内における推進の考え方～

～様々な業務が自殺対策につながっている～

- 自殺には様々な危機要因があり、複数の危機要因が連鎖して自殺に至った場合がほとんどだと指摘されています。したがって目に見える危機要因への対策だけではなく、その背景にある危機要因に対しての重層的な対策が重要となります。
- 庁内においても精神保健福祉分野に限らず、勤労、経済支援、教育、ハード面の安全対策に加え、職員の心身の健康づくりや働きやすい職場環境づくりの推進等、多岐にわたる各区局の事業・業務が自殺対策につながることを意識する必要があります。
- 日頃の業務が、市民にとって生きやすい、住みやすい横浜につながっていくため、医療や保健、福祉の分野だけではなく、市職員が一丸となり通常の業務を通して自殺対策に取り組んでいくことが必要です。

～市職員一人ひとりがゲートキーパーとしての意識をもって日常業務を遂行する～

- 市職員が自殺対策の現状や課題を理解し、それぞれが担当する日常業務を遂行する中で自殺防止の視点を持って、できることから行動に移していくことが重要です。こうして市職員一人ひとりがゲートキーパーとしての意識や姿勢を持つことが、本市の自殺対策を充実させていくうえで必要不可欠だと考えています。

工 基本施策4 自殺対策を支える人材育成

(ア) 施策の方向性

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、そのための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、その他の関係領域の部署、地域の支援者、身近な家族や友人、会社の同僚など、誰もが早期の気づきに対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが必要です。このため、必要な研修の実施や知識の普及等を強化します。

また、市民向け、地域の支援者向け、関係機関従事者・専門的な支援者向けなど、対象者を明確にした人材育成策を体系的に設計していきます。このような体系的な研修の実施、知識の普及、人材育成を通じたゲートキーパー養成の拡大・充実だけでなく、自殺リスクの高い方の相談を受け止め、必要な支援を提供できる関係機関につなげることでできる人材を増やすとともに、高度な専門的支援を行える人材の育成を進め、地域全体で自殺対策の担い手の資質や能力の向上を図ります。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	所管課
ゲートキーパー養成研修	家族や友人、同僚等の身近な人や地域の支援者等、様々な分野におけるゲートキーパーを養成する。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者にうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布する。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
精神保健福祉研修	精神保健福祉関連機関の職員を対象に、相談対応及び受診受療援助技術の向上を目的に、基礎的な精神医学の知識等を学ぶ研修を実施する。	健康福祉局 こころの健康 相談センター

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:誰もがゲートキーパーに!

- 「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことはありますか?
「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。ゲートキーパーには、特別な資格は必要ありません。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることから、進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。
- かかりつけの医師をはじめ、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、生活や介護・育児等の各種相談窓口やサービス事業所の従事者など、関連するあらゆる分野の方に、ゲートキーパーの役割が期待されています。また、地域で役割をもって活動している、民生委員・児童委員、青少年指導員、消費生活推進員、保健活動推進員などは、それぞれの主な役割を通じて、自殺対策の一助となっています。そして、一番身近な相談者となり得る家族・親族や友人・同僚の方も含め、誰もがゲートキーパーになることができます。
- 横浜市では、より身近な方たちへゲートキーパーの役割発揮をしていただけるよう、ゲートキーパーの養成に加え、活動しやすい環境整備の取組を推進していきます。



オ 基本施策5 遺された人等への支援

(ア) 施策の方向性

「自死遺族等」、「自死(自殺)で遺された人」には、親族のみならず職場の同僚、学校の友人、婚約者や内縁関係の人、親しい友人等、自死(自殺)によって影響を受ける可能性のあるすべての人が含まれます。自死(自殺)で身近な人や大切な人を亡くした自死遺族等は、深い悲しみや自責の念、死別によりわき起こる苦悩や葛藤を抱える方が多くいます。また、周囲からの偏見のため、自死遺族等が自らの思いを長く心の中に閉じ込めざるを得ない状況もあります。

「横浜市人権施策基本指針」の中でも、自死(自殺)に関わる大切な施策の一つとして「自死遺族」の課題を取り上げています。その中では、深い悲しみと自責の中にいる遺族にとって、心ない声かけは大きな心痛となることや、遺族自らが、身近な人や大切な人が自死(自殺)で亡くなったことを話すことができる環境づくりを目指し、支援体制の充実を図るなど総合的な施策展開を進めることを掲げています。

遺された人等への支援としては、自殺への偏見による遺族の孤立防止や心を支える活動と同時に、相続や行政手続き等、個々の状況や時期に応じた適切な情報の提供が重要です。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	所管課
自死遺族ホットライン	自死(自殺)で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、専門相談員による傾聴を中心とした電話相談を行う。	健康福祉局 こころの健康相談センター
自死遺族の集い「そよ風」	自死(自殺)で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、思いを語り合い分かち合う集い及び、遺族が経験するところとからだの変化についての講座を開催する。	健康福祉局 こころの健康相談センター
手続ガイド(お悔やみ)	御遺族等が行うお悔やみ手続について、個別に必要な手続や持ち物を抽出してご案内するウェブサービスを導入、運用する。	市民局窓口サービス課
お悔やみハンドブック	御遺族等が行う手続をハンドブックにまとめ、各区のウェブページに掲載する。	市民局窓口サービス課

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:自死遺族からのメッセージ

2004年2月11日、まさか自分が自死遺族になるとは思ってもいませんでした。

夫は「仕事ができない。全くできない。どうしようもない。なんでかわかりません。」と遺書を残し自殺しました。

なんで！どうして！私たち家族は捨てられたという怒りと、夫の異変に気づけなかった自責の念が交互に押し寄せました。当初はご近所にも心筋梗塞で亡くなったと伝えました。

そして葬儀も身内と会社の人だけで行いました。私の中にも自殺に対する偏見があり、夫の名誉も傷つけると考えたからです。

自死遺族となり、心や体が悲鳴をあげている時に故人の遺した負債や相続を抱え、自身もうつになる人も多くいます。

私は子どもとも夫の死を分かち合えたこと、誰も私を責めなかったことが、後で考えれば恵まれていたと感じました。そして夫の死にうそをつくことは彼の生きた証しを消すことになると気づき、いろんな人に話を聞いてほしいと思うようになりました。

自殺が特別な死ではなく、病死、事故、事件、と同じように語れる世の中になってほしいと願って20年も経ってしまいました。

皆さん、自死遺族の話をきいてください！

(2) 重点施策

ア 重点施策1 こども・若者の自殺対策の強化

(ア) 施策の方向性

自殺統計によると、学生・生徒等の自殺者数は、令和4年では27人と、近年最も少なかった平成30年の15人と比較して約2倍となっていました。また、人口動態統計によると、近年、30歳代以下の自殺死亡率の増加が顕著にみられました。

また、こころの健康に関する市民意識調査からは、女性も男性も年齢が低いほど K6の点数が高い傾向があり、また希死念慮を持つ人の割合についても同様の傾向であることが明らかになりました。

さらに、消防局救急活動データからは、若年層(特に20歳代)の自損行為が男女問わず増加しており、若年層対策の重要性がうかがえました。

こうした状況を踏まえ、若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実とともに、学校や家庭、地域における、こどものSOSに気づき、悩みを受け止める取組の推進が必要です。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	所管課
ゲートキーパー養成研修 (こども・若者分野)	こども・若者のSOSを察知し、適切な支援につなげることができるよう、小・中・高・専門学校・大学の生徒等や教職員等を対象に、自殺対策に関する研修を行う。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
児童虐待防止対策事業	児童虐待に係る相談体制の充実、相談支援機能の強化等に取り組み、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に取り組む。	こども青少年 局こどもの権 利擁護課
若者相談支援スキルア ップ研修～メンタルヘルス コース	地域支援機関の職員を対象に若者のメンタルヘルスに関する専門研修を実施する。	こども青少年 局青少年相談 センター
SOSサインの出し方・受け 方・つなぎ方教育	横浜市独自の、子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用し、SOSのサインを発したり、自分で解決していくためのスキルの獲得に向けた教育を行う。	教育委員会事 務局人権教 育・児童生徒 課

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:子ども・若者への支援～地域ユースプラザの取組から～

地域ユースプラザはNPO法人等が運営する施設で、市内4か所に設置されています(横浜市補助事業)。

不登校、ひきこもりなどの思春期・青年期の総合相談や自立に向けた若者の居場所の運営をするほか、地域で若者の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行っています。

<地域ユースプラザのスタッフからのメッセージ>

「困難を抱える若者とその家族の場所」

横浜市在住の15歳～39歳の不登校やひきこもり、社会参加に不安を感じている、居場所がなく孤立しているなど、悩みを抱える若者が次のステップを踏むための居場所です。家から出て過ごす場所として、講座やプログラムに参加して経験値を増やしたり、人と関わる練習をしたり、また相談できる場所として利用することができます。自分のペースで、自分の目的に合わせて利用するために、まず相談してください。つながる人や場所は一つではないので、あきらめないでください。

ユースプラザはつなぐサポートもしています。自分の助け方を知り、今の自分に必要なサポートが何か、どこに行けばその支援が得られるかを相談して、一緒に考えて探しましょう。

自分一人で解決しようとせず、誰かに相談すること、そしてどこかにつながってさえいればなんとかなることを知ってもらいたいと思っています。たとえすぐに問題が解決しなくても相談できるだけで、共感してもらえただけで、誰かと一緒に何かをする時間を共有するうちに、ちょっと視点が変わってくるという経験をしてほしいです。

圧倒的な経験値の少なさから答えを出すのは、早すぎることもたくさんあります。まずは人と場所につながることから始めてください。

また、生きづらさを抱える若者の家族の方の相談もできます。本人をつなぐためにできることを一緒に考えましょう。家族も孤立せず、ユースプラザにつながってください。

イ 重点施策2 女性に対する支援の強化

(ア) 施策の方向性

人口動態統計によると、女性の自殺者数・自殺死亡率は令和元年以降増加傾向にあり、令和4年時点で自殺者数206人、自殺死亡率10.8でした。自殺者数のピーク時と比較すると、男性の自殺死亡率は10ポイント以上減少しているのに比べ、女性の自殺死亡率で3.2ポイントと、減少幅が小さい状況でした。

自殺統計において自殺者の職業をみると、20歳代以上の女性においては「無職者」が最も多くなっており、特に20歳未満、60歳代の無職者で、近年、自殺者数が増加していました。加えて、女性の20歳代・50歳代の有職者も、近年、自殺者数が増加していました。また、自殺者における自殺未遂歴がある者の割合は、女性では概ね3割前後となっており、男性と比べ多い状況でした。

こころの健康に関する市民意識調査からは、過去1年以内に自殺したいと思ったことがある女性が若年層ほど多くなっていました。また、相談することに対する態度・意識として、若年層ほど「誰かに相談したいと思う」一方で、「相談することは恥ずかしいことだと思う」「自分ひとりで解決するべきだと思う」というように、相談することに対する葛藤を抱えている可能性が示唆されました。

これらのことから、女性の自殺者数は男性よりも低い水準にあるものの、近年の自殺者数の増加や、希死念慮や自殺企図経験等の割合が男性よりも高い状況を踏まえた対策の重要性がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、ライフイベントやライフステージに応じた女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関で連携して支援を行うために、相談体制の充実を図ることが必要です。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用問題や孤立・孤独の不安の増大、配偶者からの暴力等に対する支援体制の充実を図ることが必要です。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	関係課
インターネットを活用した相談事業(相談先表示)	自殺の要因となる様々な生活課題に対し、検索連動広告により相談先窓口の情報提供を行う。	健康福祉局 こころの健康相談センター
にんしんSOSヨコハマ(妊娠出産相談事業)	思いがけない妊娠や出産、子育てに悩む方が、孤立することなく気軽に相談支援を受けられるよう、電話やメール、LINEで相談を実施する。	こども青少年局 地域子育て支援課
横浜市DV相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者等からの暴力の相談を受ける。暴力には性暴力も含まれる。相談者からのニーズや状況に応じた助言や情報提供を行う。	こども青少年局 こどもの権利擁護課
女性としごと応援デスク	キャリアコンサルタントによる就職支援や、これからの働き方や両立の悩み、社会保険・労働条件・職場のハラスメントなどについての相談、様々なテーマで開催しているミニセミナーなど、一人ひとりの状況、ライフプランにあわせてサポートを実施する。	政策局男女共同 参画推進課

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:女性への支援～男女共同参画センターの取組から～

- 男女共同参画センター横浜では、「心とからだと生き方の電話相談」を開設しています。どなたからの相談も受けていますが、9割は女性からです。パートナーからの暴力、親からの虐待経験のほか、職場でのハラスメントや性暴力被害などの状況が語られることもしばしばあります。
- 電話相談だけでなく、DVを体験した女性のためのサポートグループ、働きづらさに悩む若年無業女性の支援講座、心やからだ、生き方の悩みをもつ当事者の自助グループ活動支援など、悩みを抱える女性が人とつながり、生きる力をとりもどすサポートを行っています。
- また、女性雇用者の半分以上が非正規雇用労働者(「男女共同参画白書」令和5年版)であり、特に単身女性においては経済的な不安定さや、社会的孤立など、将来への不安や生きづらさにつながりやすいことが男女共同参画センターの相談や調査等からも、垣間見えています。
- それらの課題は、一見、個人の問題と捉えられがちですが、実はジェンダー平等が実現されていない社会を背景としています。引き続き、社会課題に対して関係機関が連携を深め、ジェンダー視点を共有した支援に取り組むことを進めていきます。

ウ 重点施策3 自殺未遂者への支援の強化

(ア) 施策の方向性

自殺統計によると、自殺未遂歴がある自殺者数の割合は、女性では概ね3割前後、男性では概ね1～2割程度で推移していました。そのうち1年以内に自殺未遂歴がある人は、女性では約6割、男性では約5割となっていました。

また、こころの健康に関する市民意識調査によると、悩みやストレスを「自分ひとりで解決するべきだと思う」人ほど、自殺未遂の経験が複数回あると回答した割合が高くなっていました。

加えて、消防局救急活動データからは、若年層(特に20歳代)の自損行為が男女問わず増加していました。また、自殺未遂をしたものの不取扱になり救急医療機関等につながらなかった方においては、既往症として精神疾患を有している方の割合が顕著に高く、自殺未遂者支援における精神科医療機関等との連携の重要性が確認されました。特に女性においては、救急活動を「拒否・辞退」した結果、不取扱となり、救急医療機関等につながらなかった場合が多くなっており、自殺未遂者を必要な支援につなげる取組が重要であることが確認されました。

こうした点を踏まえ、自殺未遂者の状況把握を進めながら、救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援に医療機関と連携して取り組むとともに、救急医療機関へ搬送されなかった自殺未遂者をケアにつなげるための方策を様々な関係機関と連携して検討し、効果的に自殺未遂者への支援を強化していくことが必要です。そのため、リスクアセスメントツールや相談機関一覧を作成し、救急医療機関等に配布することで、再度の自殺企図の防止のための取組を推進するとともに、医療従事者等を対象とした研修を整備し、医療機関の連携を推進していきます。

(イ) 主な取組

取組名	取組概要	所管課
自殺未遂者支援に関する手引き等の作成	自殺未遂者の精神科医療の必要性を評価し、必要に応じて適切な診察や相談機関に案内できるような手引きを作成し、救急医療機関等に配布する。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
自殺未遂者支援に関する研修	医療従事者等の自殺未遂者に関わる支援者を対象に、自殺リスクの適切な評価を行い、再度の自殺未遂の防止につなげるための研修を行う。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
自殺未遂者フォローアップ調査事業	二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、ケースマネジメントによる支援及び定期的なフォローアップ支援を行う。	健康福祉局 こころの健康 相談センター
精神科救急医療対策事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする患者等の相談に応じるほか、法に基づく診察の実施や医療機関の紹介を行う。	健康福祉局精神 保健福祉課

※上記以外の取組については、98 ページ以降をご参照ください。

コラム:自殺未遂者への支援～消防局ヒアリングの結果から～

- 救急活動に従事したことのある消防局職員を対象として、自殺未遂者への対応状況や対応に当たった課題、連携の可能性等についてヒアリング調査を実施しました。
- ヒアリング結果から、救急搬送段階における自殺未遂者支援の課題として、精神症状がある方や家族関係が複雑な方の場合は、聞き取りが難しく、また病院などの関係機関との調整が難しいといった意見のほか、ご本人やご家族が支援を断る場合もあり支援機関につなげる動機づけを高めることが難しいといった意見が聞かれました。
- 救急隊員は自殺未遂者に接触する可能性が高いことから、消防局と自殺未遂者支援における連携について検討していきます。

項目	ヒアリング結果の概要
搬送や保護に向けた関係機関との調整	・精神症状により搬送できる病院が少ない中で、精神症状の程度、身体症状の程度、本人と家族の関係性等によって、搬送・保護のための関係機関との調整が難しくなる。
本人や家族からの聞き取りの難しさ	・精神症状がある場合においては、本人が精神疾患を隠す場合のほか、精神疾患があっても病識がないこともある。 ・家族が疲弊している場合や、家族の支援に対する動機が弱い場合もある。
本人や家族の支援に対する拒否	・家族が心配して救急要請をしても本人が頑なに支援を拒否したり、本人が救急要請したとしても家族が自殺企図に慣れてしまっており支援を拒否することもある。

3 数値目標等

(1) 目標設定の考え方

PDCAサイクルの実効性を高めるため、本計画においては、ロジック・モデルの考え方を基に、施策を検討しました。ロジック・モデルとは、組織や事業が将来的に目指す長期的な成果を設定した際に、その達成のために必要な道筋を体系的に図式化したものです。

本計画では、国の自殺総合対策大綱の基本理念である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念として掲げるとともに、最終目標にも設定し、最終目標を達成するために、5つの基本施策と3つの重点施策を推進します。

図表 3-3 施策を通じて期待される変化

5つの基本施策と3つの重点施策

基本施策1	<p>自殺対策に関する情報提供・理解促進</p> <p>困った時には誰かに援助を求めることが、社会全体の共通認識となること、また自殺が身近な問題であり、様々な要因が重なりあって自殺につながっていく実態を知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進 (取組数: 35)</p>
基本施策2	<p>生きることの包括的支援の推進</p> <p>不安や悩みに対する専門的な相談対応が可能な支援機関等へ適切につなげ、課題の解決に結びつくよう、相談支援の充実や各種専門相談窓口の情報提供の推進 (取組数: 101)</p>
基本施策3	<p>地域におけるネットワークの強化</p> <p>各種会議等を活用し、多岐にわたる関係者が、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて情報や意識の共有を図りながら、相互の連携や協力体制を構築し、地域全体の取組として推進 (取組数: 98)</p>
基本施策4	<p>自殺対策を支える人材育成</p> <p>知識の普及、人材育成を通じて、ゲートキーパーの養成を拡大・充実させていくとともに、必要な支援を提供できる関係機関につなげられる人材を増やす (取組数: 25)</p>
基本施策5	<p>遺された人等への支援</p> <p>自死(自殺)への偏見による遺族の孤立を防ぐ取組や、遺族が必要とする情報提供のほか、遺族同士が思いを分かち合う場の提供等の支援の充実 (取組数: 15)</p>
重点施策1	<p>子ども・若者の自殺対策の強化</p> <p>若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実とともに、学校や家庭、地域における子どものSOSや悩みを受け止める取組の推進 (取組数: 42)</p>
重点施策2	<p>女性に対する支援の強化</p> <p>ライフステージに応じた女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関の連携による支援体制の充実 (取組数: 32)</p>
重点施策3	<p>自殺未遂者への支援の強化</p> <p>医療機関と連携し救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援とともに、救急医療機関へ搬送されなかった自殺未遂者をケアにつなげるための方策の検討 (取組数: 18)</p>

※各施策の取組数は再掲を含む

分野別目標

普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民から専門職まで幅広く、自殺対策に関する正しい知識を身につけている ◆自殺に関連する社会課題や予防の知識等の正しい認識が広がっている ◆自殺対策に関わる統計や調査が進められ、広く提供・周知されている ◆SOSの出し方やその重要性を身につけている 	<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域自殺対策推進センターによる関係機関への技術援助件数 ✓ 精神保健福祉研修受講者数 等
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆各課題に対応した相談窓口が設置されており、市民に情報が周知されている ◆学校・家庭・職場・地域等の身近に居場所がある ◆多様な相談先(SNS等を含む)へ、アクセスしやすい環境が整備されている 	<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ インターネット上での相談窓口クリック数 ✓ 悩み別相談先検索サイトの新規検討・構築 等
連携拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆支援者が他支援機関や自殺に関する情報を把握・共有し、連携を取ることができている ◆それぞれの支援者が、他機関からの要請に対し、専門的な立場から相談支援に対応している 	<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ よこはま自殺対策ネットワーク協議会開催回数 ✓ 横浜市庁内自殺対策連絡会議開催回数 等
技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆SOSの声や当事者の心情に寄り添った適切な対処方法を身につけている人が増えている ◆専門職・支援者が、自殺未遂者をはじめ個々人の課題に応じた適切な支援・ケアのスキルを身につけている ◆誰もがゲートキーパーの役割を担い得ることを自覚している 	<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲートキーパーポータルサイトの新規検討・構築 ✓ ゲートキーパー養成研修の実施回数 等
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ◆暮らしの安全が守られ、心身の健康が保持増進されている ◆日常から心身の健康・メンタルヘルスの維持・向上に取り組む市民が増える 	<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ こころの健康に関する啓発動画再生数(累計) ✓ 心のサポーター養成者数 等

本計画が目指す目標

<p>《中間目標》</p> <p>当事者(自死遺族等含む)が、必要な支援を受けられている・相談することができる</p>	必要な支援につながっている人の増加	<p>《最終目標》</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現</p>
<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合が減少 ✓ 身近な人の死を経験し「人に話せず、思いを分かち合えなかった」「必要な情報が届かなかった」の回答割合の低下 ✓ 孤独感の減弱(UCLA孤独感尺度) 		
<p>自殺対策が社会全体の取組として認識され推進されている</p>	自殺に関する正しい意識を持つ人の増加	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自殺死亡率の減少 ◆ 自殺したいと思ったことがある人の減少 ◆ 自殺未遂の経験がある人の減少
<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「自殺はその多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である」などの正しい認識の浸透 ✓ ネットワーク協議会や庁内連絡会議において、自殺の状況が共有され、連携した取組が推進されている 		
<p>多くの人が支援者となり、活躍している</p>	支援をしている人・団体の増加	<p>主な指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲートキーパー養成が進んでいる ✓ ゲートキーパーの役割を發揮している人が増えている

(2) 評価指標

本計画では、最終目標と中間目標について評価指標を設定することにより、PDCAサイクルを回してより効果的な事業の実施につなげていきます。評価指標は、定量的に把握できるものを中心に設定するほか、具体的な行動を把握するための定性的な評価指標も設定します。

ア 最終目標

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「①自殺する人を減らす」だけでなく、「②自殺に追い込まれる人を減らす」ことが重要と考えます。上記2点の視点を踏まえ、最終目標の指標も、①を評価するものとして「自殺死亡率の減少」、②を評価するものとして「自殺したいと思ったことがある人の減少」と「自殺未遂の経験がある人の減少」の3つの指標を設定します。

自殺死亡率の減少については、自殺総合対策大綱において、当面の目標として、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

本市においても、国における目標を踏まえ、令和8年までに、平成27年の自殺死亡率15.4と比べて30%以上減少させることを当面の目標とします。なお、目標を達成できた場合、国の大綱を踏まえ、見直しを検討します。

なお、「自殺したいと思ったことがある人の減少」については、自殺したいと思うこと自体や、それを表現することを否定するものではありません。むしろ、相談体制の充実や、相談できる身近な人が増えることにより、「自殺したい」という思いを打ち明けやすい社会環境の整備が進むことが期待されます。この指標は、事前の予防や早期対応等により、「自殺したい」という思いにまで追い込まれることがないよう、各種の施策を推進することを目指したものです。

図表 3-4 最終目標

自殺する人の減少			
指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	関連調査等
自殺死亡率の減少	14.8 (令和4年)	10.8 以下 (令和8年までに)	人口動態統計

自殺に追い込まれる人の減少			
指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	関連調査等
自殺したいと思ったことがある人の減少	24.7% (令和4年度)	24.7%以下 (令和9年度)	こころの健康に関する市民意識調査
自殺未遂の経験がある人の減少	28.2% (令和4年度)	28.2%以下 (令和9年度)	こころの健康に関する市民意識調査

イ 中間目標

本計画では、3つの中間目標を設定します。

1つ目に「当事者(自死遺族含む)が、必要な支援を受けられている・相談することができる」と設定し、相談支援の充実により現に支援につながっている人を増加させ、自殺未遂の経験がある人の減少につなげます。

2つ目に「自殺対策が社会全体の取組として認識され推進されている」と設定し、必要としたときに誰もが助けを求めやすい環境を整備することで、自殺企図の防止につなげます。

3つ目に「多くの人々が支援者となり、活躍している」と設定し、より多くの人々が支援者となることで悩みを抱える当事者のセーフティネットとなる場・機会を広げていきます。

以上3点を踏まえ、最終目標である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

図表 3-5 3つの中間目標

当事者(自死遺族等含む)が、必要な支援を受けられている・相談することができる (必要な支援につながっている人の増加)			
指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	関連調査等
悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合が減少	5.5% (令和4年度)	5.5%以下 (令和9年度)	こころの健康に関する市民意識調査
身近な人の死を経験し「①人に話せず、思いを分かち合えなかった」「②必要な情報が届かなかった」の回答割合の低下	①36.6% ②46.6% (令和4年度)	①36.6%以下 ②46.6%以下 (令和9年度)	こころの健康に関する市民意識調査 等
孤独感の減弱(UCLA 孤独感尺度)	8.5% (令和4年度)	8.5%以下 (令和9年度)	こころの健康に関する市民意識調査

※指標「悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合が減少」の数値 5.5%は、市民意識調査の「悩みを抱えたり困難に直面した時に相談することに対する意識」において、「誰かに助けを求めたり相談したいと思う」の項目に「そう思わない」と回答した方の割合です。

自殺対策が社会全体の取組として認識され推進されている (自殺に関する正しい意識を持つ人の増加)			
指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	関連調査等
「自殺はその多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である」などの正しい認識の浸透	53.8% (令和4年度)	53.8%以上 (令和9年度)	こころの健康に関する市民意識調査
ネットワーク協議会や庁内連絡会議において、自殺の状況が共有され、連携した取組が推進されている	定性評価	定性評価	定性評価

※指標「自殺はその多くは社会的な取組で防ぐことのできる問題である」などの正しい認識の浸透」の数値 53.8%は、市民意識調査の「自殺に対するイメージ」の4つの項目すべてについて、「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方の割合です。

多くの人が支援者となり、活躍している (支援をしている人・団体の増加)			
指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	関連調査等
ゲートキーパー養成が進んでいる	19,109人 (令和5年12月末 時点累計)	36,000人 (累計)	ゲートキーパー 研修等受講者数※
ゲートキーパーの役割を發揮している人が 増えている	—	ゲートキーパーの 役割發揮事例の 蓄積・見える化が されている	ゲートキーパー研修 実施後アンケート等

※ゲートキーパーの養成人数は令和元年度からの累計値です。

ウ 施策を通じて期待される変化(分野別目標)

5つの基本施策、3つの重点施策に連なる各事業の実施を通じて、人々の行動や意識に変化がもたらされることにより、本計画で定める3つの中間目標と最終目標の達成を図ります。

本計画では、「普及啓発」「環境整備」「連携拡大」「技術向上」「健康増進」の5つの視点から施策・事業を通じて期待される人々の変化を整理することにより、各事業をより効果的に推進していきます。

図表 3-6 分野別目標(主な指標)

普及啓発				
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民から専門職まで幅広く、自殺対策に関する正しい知識を身につけている ◆ 自殺に関連する社会課題や予防の知識等の正しい認識が広がっている ◆ 自殺対策に関わる統計や調査が進められ、広く提供・周知されている ◆ SOSの出し方やその重要性を身につけている 				
事業	指標	直近の現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	担当課
地域自殺対策推進センター事業	関係機関への 技術援助件数	49件	100件	健康福祉局 こころの健康相談センター
自殺対策普及啓発	自殺対策強化月 間・予防週間 における啓発の実 施(定性評価)	実施	実施	健康福祉局 こころの健康相談センター
精神保健福祉研修	受講者数	647人	650人	健康福祉局 こころの健康相談センター
SOSサインの出し方・受け方・ つながり教育	①アセスメント 実施率 ②実践推進校数 ③指導者 養成者数 ④プログラム 実施率	①49.9% ②18校 ③274人(累計) ④小学校:97.6% 中学校:93.9%	①60% ②36校 ③500人 ④100%	教育委員会事務局 人権教育・児童 生徒課

環境整備

- ◆ 各課題に対応した相談窓口が設置されており、市民に情報が周知されている
- ◆ 学校・家庭・職場・地域等の身近に居場所がある
- ◆ 多様な相談先(SNS等を含む)へ、アクセスしやすい環境が整備されている

事業	指標	直近の現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	担当課
インターネットを活用した相談事業(相談先表示)	クリック数	128,250 回※	130,000 回	健康福祉局 こころの健康相談センター
悩み別相談先検索サイト	新規検討・構築 (定性評価)	—	運用	健康福祉局 こころの健康相談センター
自死遺族ホットライン	実施回数 (第1・3水曜日、 祝祭日除く)	23 回	22 回	健康福祉局 こころの健康相談センター
自死遺族の集い「そよ風」	実施回数 (第3金曜日、 祝祭日除く)	12 回	12 回	健康福祉局 こころの健康相談センター
FriendSHIP よこはまの実施	開催回数	24 回	24 回	市民局人権課

※令和3年度、4年度の平均値

連携拡大

- ◆ 支援者が他支援機関や自殺に関する情報を把握・共有し、連携を取ることができている
- ◆ それぞれの支援者が、他機関からの要請に対し、専門的な立場から相談支援に対応している

事業	指標	直近の現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	担当課
よこはま自殺対策ネットワーク協議会	開催回数	2回	2回	健康福祉局 こころの健康相談センター
横浜市市内自殺対策連絡会議	開催回数	2回	2回	健康福祉局 こころの健康相談センター
こころといのちの地域医療支援事業	研修修了者数 (累計)	1,192 人	1,672 人	健康福祉局 こころの健康相談センター
依存症対策事業(関係機関連携)	開催回数	4回	2～3回	健康福祉局 こころの健康相談センター

技術向上

- ◆ SOSの声や当事者の心情に寄り添った適切な対処方法を身につけている人が増えている
- ◆ 専門職・支援者が、自殺未遂者をはじめ個々人の課題に応じた適切な支援・ケアのスキルを身につけている
- ◆ 誰もがゲートキーパーの役割を担い得ることを自覚している

事業	指標	直近の現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	担当課
ゲートキーパーポータルサイト	新規検討・構築 (定性評価)	—	運用	健康福祉局 こころの健康相談センター
ゲートキーパー養成研修	実施回数 (累計)	262 回	650 回	健康福祉局 こころの健康相談センター
自殺未遂者支援に関する研修	①実施回数 ②受講者数	①3回 ②49 人	①4回 ②40 人	健康福祉局 こころの健康相談センター

健康増進

- ◆ 暮らしの安全が守られ、心身の健康が保持増進されている
- ◆ 日常から心身の健康・メンタルヘルスの維持・向上に取り組む市民が増える

事業	指標	直近の現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	担当課
こころの健康に関する普及啓発事業	啓発動画再生数 (累計)	25 万回	120 万回	健康福祉局 こころの健康相談センター
心のサポーター養成事業	養成者数 (累計)	89 人	700 人	健康福祉局 こころの健康相談センター
横浜健康経営認証	新規認定事業所数 (累計)	1,104 事業所	1,554 事業所	健康福祉局 健康推進課

4 取組事業一覧

(1) 基本施策1 自殺対策に関する情報提供・理解促進

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	ゲートキーパー養成研修	家族や友人、同僚等の身近な人や地域の支援者等、様々な分野におけるゲートキーパーを養成する。	○	○		○	○			○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	ゲートキーパー養成研修(こども・若者分野)	こども・若者の SOS を察知し、適切な支援につなげることができるよう、小・中・高・専門学校・大学の生徒等や教職員等を対象に、自殺対策に関する研修を行う。	○	○	○	○		○		○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
4	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
5	インターネットを活用した相談事業(相談先表示)	自殺の要因となる様々な生活課題に対し、検索連動広告により相談先窓口の情報提供を行う。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
6	インターネットを活用した相談事業(相談)	「死にたい」等の自殺に関する様々な用語検索に対して、自殺に直接つながる可能性のあるキーワードの検索者へ、インターネットツールを使用した相談対応を実施する。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
7	よこはま自殺対策ネットワーク協議会	本市における自殺対策を総合的に推進していくため、民生委員などの市民代表や、自殺対策に取り組む支援団体と行政で、情報交換や関係機関の連携及び協力の推進、一体的な広報啓発活動を図る。	○		○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
8	横浜市市内自殺対策連絡会議	精神保健福祉分野に限らず、市内関係部署が密接な連携と協力により、総合的な自殺対策の推進を図るための情報共有等を行うことを目的とした会議を開催する。	○	○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
9	自殺対策普及啓発	悩みを抱えている人が必要な支援、相談窓口につながるよう、また自殺対策に関する正しい知識が普及するよう、関係団体等と協力し、多様な手段を用いて啓発を実施する。また、自殺対策強化月間及び自殺予防週間(9月と3月)には、集中的に取り組む推進する。市内において、市民等から自殺予告に関するメール等を受信した場合、迅速・適切に対応できるよう周知する。	○	○	○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
10	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者にうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布する。	○	○	○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
11	自殺未遂者支援に関する手引き等の作成	自殺未遂者の精神科医療の必要性を評価し、必要に応じて適切な診察や相談機関に案内できるような手引きを作成し、救急医療機関等に配布する。	○							○	健康福祉局こころの健康相談センター
12	自殺未遂者支援に関する研修	医療従事者等の自殺未遂者に関わる支援者を対象に、自殺リスクの適切な評価を行い、再度の自殺未遂の防止につなげるための研修を行う。	○		○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
13	精神保健福祉研修	精神保健福祉関連機関の職員を対象に、相談対応及び受診受療援助技術の向上を目的に、基礎的な精神医学の知識等を学ぶ研修を実施する。	○			○					健康福祉局こころの健康相談センター
14	心のサポーター養成事業	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して、できる範囲で手助けをする「心のサポーター(通称:ここサポ)」を養成する。	○								健康福祉局こころの健康相談センター
15	こころの健康に関する普及啓発事業	メンタルヘルスに関する講演会・リーフレット配布、ホームページなどを通して、普及啓発を実施する。	○	○							健康福祉局こころの健康相談センター
16	依存症対策事業(啓発)	依存症の予防に向けて、幅広い年齢層を対象として、様々な場所で普及啓発を展開する。また、ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進するため、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等を実施する。	○						○		健康福祉局精神保健福祉課/健康福祉局こころの健康相談センター/教育委員会事務局健康教育・食育課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
17	地域ネットワーク構築支援事業	地域の中で、生活困窮者を早期に把握するためのネットワークづくりや、自立した生活を支えるためのネットワークづくりを、身近な地域の関係機関等と協働して実施する。	○	○							健康福祉局生活支援課
18	情報モラル	GIGAスクール構想で整備された1人1台端末の活用も含め、インターネットがある社会で、子どもが安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、社会の一員として参画していくために、リーフレットを作成し、学校と家庭が連携して情報モラルに取り組む。	○	○				○			教育委員会事務局小中学校企画課/教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
19	SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育	横浜市独自の、子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用し、SOSのサインを発したり、自分で解決していくためのスキルの獲得に向けた教育を行う。	○	○	○	○		○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
20	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
21	教職員向けの研修の実施	性的マイノリティについて理解を深めたり、学校において必要な人権的な配慮や支援について考えたりするための研修が実施できるよう体制を整え、学校現場の要請に対応する。	○	○		○		○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
22	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局健康教育・食育課
23	健康経営セミナーの開催	健康経営に関する最新情報をお知らせするほか、市内事業所に登壇いただき、取組事例の報告・共有を実施する。	○								経済局中小企業振興課
24	健康経営支援拠点の設置	健康経営の普及促進のため健康経営の取組やメンタルヘルスなどの無料セミナーの開催、健康機器を使った健康状態の自己チェック、健康関連の相談会などを実施する。	○								経済局中小企業振興課
25	中小企業への情報発信	経済局メールマガジン「企業支援@ヨコハマ」等により、各種イベントやセミナー、助成金、事業者向け制度融資などの中小企業支援に関する情報を発信する。	○								経済局中小企業振興課
26	小規模事業者向け相談・支援等	IDEC横浜の職員と専門相談員による小規模事業者を支援するチームが、専用ダイヤルからの連絡を受け、相談窓口に来ることが難しい小規模事業者の現場へ出向き、課題の整理と解決に向け横浜市信用保証協会や金融機関等とも連携しながら支援を実施する。	○								経済局中小企業振興課
27	「働く人の相談室」の設置	「働く人の相談室」(労働情報・相談コーナー)を設置し、労働者が直面する各種問題(労働問題、法律問題、職場の悩み、がん治療と就業の両立)に関する相談に対応する。	○		○						経済局雇用労働課
28	ワーキングガイドの発行	働くことに関わるトラブルの未然防止や解決促進、働く方の不安な気持ちや疑問の解消ができるよう、働く方が最低限知っておくべきと思われる情報をまとめて、横浜市が毎年、改訂・発行する(令和5年度以降はデジタル発行のみ)。	○	○	○						経済局雇用労働課
29	犯罪被害者等相談支援事業	横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、性犯罪・性暴力被害にあった方の相談に応じるほか、カウンセリングの提供、日常生活支援、経済的負担の軽減支援等を実施する。	○	○	○				○		市民局人権課
30	企業等への性的マイノリティに関する啓発	多様な性のあり方への理解促進のため、企業向け研修への講師派遣や事業者への資料提供等により、企業・事業者への啓発を実施する。	○								市民局人権課
31	市民への性的マイノリティに関する啓発	多様な性のあり方への理解促進のため、啓発タペストリー・パネルの展示や広報よこはま人権特集におけるコラム掲載等による市民への啓発を実施する。	○								市民局人権課
32	人権啓発	一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を目指すために、性的少数者、犯罪被害者等、様々な人権課題に対する啓発を行う。また、人権擁護委員と連携し、区民まつり等を活用して人権啓発を行う。	○			○					市民局人権課
33	児童虐待防止に関する啓発	毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間とともに、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を実施する。	○								こども青少年局 こどもの権利擁護課
34	女性としごと応援デスク	キャリアコンサルタントによる就職支援や、これからの働き方や両立の悩み、社会保険・労働条件・職場のハラスメントなどについての相談、様々なテーマで開催しているミニセミナーなど、一人ひとりの状況、ライフプランにあわせてサポートを実施する。	○	○	○				○		政策局男女共同参画推進課
35	公園整備事業	心身の健康・保持増進等に配慮しながら、地域のニーズを踏まえて、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進する。	○	○	○						環境創造局みどりアップ推進課

(2) 基本施策2 生きることの包括的支援の推進

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	ゲートキーパー養成研修	家族や友人、同僚等の身近な人や地域の支援者等、様々な分野におけるゲートキーパーを養成する。	○	○		○	○			○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	ゲートキーパー養成研修(こども・若者分野)	こども・若者のSOSを察知し、適切な支援につなげることができるよう、小・中・高・専門学校・大学の生徒等や教職員等を対象に、自殺対策に関する研修を行う。	○	○	○	○		○		○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
4	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
5	インターネットを活用した相談事業(相談先表示)	自殺の要因となる様々な生活課題に対し、検索連動広告により相談先窓口の情報提供を行う。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
6	インターネットを活用した相談事業(相談)	「死にたい」等の自殺に関する様々な用語検索に対して、自殺に直接つながる可能性のあるキーワードの検索者へ、インターネットツールを使用した相談対応を実施する。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
7	横浜市庁内自殺対策連絡会議	精神保健福祉分野に限らず、庁内関係部署が密接な連携と協力により、総合的な自殺対策の推進を図るための情報共有等を行うことを目的とした会議を開催する。	○	○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
8	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者にうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布する。	○	○	○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
9	大学や専修学校等と連携した啓発	自殺対策啓発ポスターやメンタルヘルス関連冊子等の啓発資料を提供する。		○				○			健康福祉局こころの健康相談センター
10	自殺対策普及啓発	悩みを抱えている人が必要な支援、相談窓口につながるよう、また自殺対策に関する正しい知識が普及するよう、関係団体等と協力し、多様な手段を用いて啓発を実施する。また、自殺対策強化月間及び自殺予防週間(9月と3月)には、集中的に取組を推進する。庁内において、市民等から自殺予告に関するメール等を受信した場合、迅速・適切に対応できるよう周知する。	○	○	○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
11	ハイリスク地対策	自殺企図の多い場所への対策として、支援者につながる専用回線を表示する。		○							健康福祉局こころの健康相談センター
12	こころの健康に関する普及啓発事業	メンタルヘルスに関する講演会・リーフレット配布、ホームページなどを通して、普及啓発を実施する。	○	○							健康福祉局こころの健康相談センター
13	災害時こころのケア事業	災害・事件・事故等における被災者等に対応する支援者向けに、災害時こころのケアハンドブックについて普及啓発を実施する。市職員及び福祉避難所の職員を対象に災害時こころのケア研修を行う。大規模災害が発生した際に、神奈川県からの要請に基づき、かながわDPATとして、チームの派遣を行う。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター/健康福祉局精神保健福祉課
14	研修等への講師派遣	関係機関等からの依頼に基づき、講師派遣を行う。		○		○					健康福祉局こころの健康相談センター
15	こころの電話相談	家庭、職場などでの人間関係のストレスによる様々な悩みや不安について、夜間・休日に電話相談を実施する。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
16	依存症対策事業(専門相談、回復プログラム、家族教室)	アルコール、薬物、ギャンブル等の問題に悩む家族や当事者を対象とした、専門相談やプログラムを実施する。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
17	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健と医療と福祉の関係者による協議の場を通じ、関係者間の連携による地域支援体制を構築する。		○	○					○	健康福祉局精神保健福祉課
18	精神保健福祉相談	区福祉保健センターの精神保健福祉相談員が本人や家族等に対して、精神科医療機関等の受診受療や社会参加等精神保健福祉に関する相談に対応する。		○	○					○	健康福祉局精神保健福祉課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
19	障害者虐待防止事業	障害者虐待の早期発見その他の障害者虐待の防止等に向けた取組等を適切に実施し、障害者の自立及び社会参加並びに権利利益の擁護を行う。		○	○						健康福祉局障害施策推進課/健康福祉局精神保健福祉課
20	障害者虐待防止事業に関する普及啓発	市民向けのリーフレット作成等により、広報を行う。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービス事業者等を対象とした研修を実施する。		○		○					健康福祉局障害施策推進課
21	疾病や障害等に関する普及啓発	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現や障害者差別の解消に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進する。各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行う。		○							健康福祉局障害施策推進課
22	障害者差別解消にむけた相談体制の推進	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知する。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための、地域協議会を開催する。		○							健康福祉局障害施策推進課
23	基幹相談支援センター	区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やそのご家族等からのご相談にお応えするとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組む。		○	○						健康福祉局障害施策推進課
24	障害者差別解消に関する取組の推進	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行う。		○							健康福祉局障害施策推進課
25	精神障害者生活支援センター事業	精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区に1館「精神障害者生活支援センター」を整備し、精神保健福祉士等による相談支援や日常生活の支援、地域交流の促進等を行う。		○							健康福祉局障害施設サービス課
26	中途障害者支援事業	脳血管疾患等の後遺症その他の傷病が原因で心身の機能が低下している中途障害者に対する生活訓練・地域交流・家族支援等を実施することにより、対象者の自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。		○							健康福祉局高齢在宅支援課
27	地域で支える介護者支援事業	認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあうまちづくり等について、医師会・薬剤師会・歯科医師会・医療機関・学校・企業・商店街・自治会町内会等と協力し地域の実情に応じて展開する。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
28	認知症高齢者地域支援事業	行方不明となった認知症高齢者等を早期発見するために連携するとともに、地域で見守り支えあう意識が向上するよう普及啓発を図り、連携の促進に取り組む。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
29	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施する。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成を実施する。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
30	認知症疾患医療センター事業	地域における認知症医療提供体制の拠点として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者等への研修等を実施する。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
31	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を行う。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
32	若年性認知症支援コーディネーターの配置	若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族、関係者の相談支援を行う。若年性認知症支援コーディネーターを中心に、関係者のネットワークの調整や支援体制の充実に向けた取組も実施する。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
33	訪問支援事業(訪問指導事業、訪問型短期予防サービス)	うつ病などの精神疾患により、支援が必要な人又はその家族に対し、保健師、訪問看護師等が家庭訪問による個別支援を行う。		○							健康福祉局高齢在宅支援課
34	地域ケア会議	多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
35	生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の課題の解決や生活の立て直しについて、関係機関等と連携し、包括的な相談支援を行う。		○	○					○	健康福祉局生活支援課
36	地域ネットワーク構築支援事業	地域の中で、生活困窮者を早期に把握するためのネットワークづくりや自立した生活を支えるためのネットワークづくりを身近な地域の関係機関等と協働して実施する。	○	○							健康福祉局生活支援課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
37	生活保護制度	生活にお困りの方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、自立して生活が送れるように支援する。		○							健康福祉局生活支援課
38	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業	在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者等について、本市が保有する個人情報を生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるように支援する。また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施する。		○							健康福祉局地域支援課
39	地域ケアプラザ整備・運営事業	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を実施する。		○	○						健康福祉局地域支援課
40	老人クラブ助成事業	地域を基盤とする高齢者の自主的組織である老人クラブを支援し、その健全な発展を図るために、運営費や事業費に対して補助を行う。		○	○						健康福祉局高齢健康福祉課
41	老人福祉センター管理運営業務	地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談を受け付けるほか、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供し、高齢者の社会参加を支援する。また、イベントの実施等により新規利用を促進するための健康増進事業を実施する。		○	○						健康福祉局高齢健康福祉課
42	横浜型地域包括ケアの推進	住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏ごとの包括的な支援・サービスを推進する。また推進に向けた区アクションプランを策定する。		○	○						健康福祉局地域包括ケア推進課
43	孤立予防対策	日常業務で個人宅を訪問している電気・ガス事業者、郵便事業者、新聞販売店等に対し、それぞれの日常業務の中で、異変を発見した場合に関係機関に連絡する「緩やかな見守り」の協力を依頼している。		○							健康福祉局福祉保健課
44	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり状態にある人が社会から孤立せず、当事者・家族が抱える不安が解消されるよう、市民や支援者向けの理解促進のための情報発信・啓発や当事者・家族等への支援に取り組む。また、地域で相談支援を行う関係機関との連携やバックアップ体制を強化する。		○							健康福祉局ひきこもり支援課/こども青少年局青少年相談センター
45	こども食堂等支援事業	いわゆる「こども食堂」等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援する。		○				○			こども青少年局地域子育て支援課
46	にんしんSOSヨコハマ(妊娠出産相談事業)	思いがけない妊娠や出産、子育てに悩む方が、孤立することなく気軽に相談支援を受けられるよう、電話やメール、LINEで相談を実施する。		○	○				○		こども青少年局地域子育て支援課
47	母子訪問指導事業	主に第1子が出生した家庭に、母子訪問指導員や区福祉保健センターの保健師・助産師が家庭訪問を実施する。		○	○				○		こども青少年局地域子育て支援課
48	地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。		○	○						こども青少年局地域子育て支援課
49	親と子のつどいの広場事業	地域の子育て中の親子(主に0～3歳の未就学児と保護者)を対象に、マンションの一室や商店街の空き店舗などで、子育て親子の交流、子育て相談の実施、子育て関連情報の収集・提供、講習を実施する。		○	○						こども青少年局地域子育て支援課
50	子育て支援者事業	子育ての経験者で横浜市各区の指定を受けた支援者が、自らの経験や情報を活かして、地区センターや地域ケアプラザなどでの相談や、子育てグループの支援などを行う。		○	○						こども青少年局地域子育て支援課
51	児童精神科医によるコンサルテーション事業	児童虐待対応の知識と経験のある児童精神科医から、養育支援・児童虐待対応に関する助言を受け、支援内容の充実を図る。		○	○				○		こども青少年局こどもの権利擁護課
52	児童虐待防止対策事業	児童虐待に係る相談体制の充実、相談支援機能の強化等に取り組み、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に取り組む。		○	○				○		こども青少年局こどもの権利擁護課
53	かながわ子ども家庭110番相談LINE	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施する。		○	○				○		こども青少年局こどもの権利擁護課
54	「よこはまチャイルドライン」への補助	18歳までの子どもの声を受け止める電話であるチャイルドラインに対して、運営費や相談を受ける者の人材育成のための経費の一部を補助する。		○	○				○		こども青少年局こどもの権利擁護課
55	横浜市DV相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者等からの暴力の相談を受ける。暴力には性暴力も含まれる。相談者からのニーズや状況に応じた助言や情報提供を行う。		○	○				○		こども青少年局こどもの権利擁護課
56	女性緊急一時保護施設補助事業	民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保する。		○					○		こども青少年局こどもの権利擁護課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
57	横浜市情報サイト「ふぁんみつけ」	高校生世代が安心して過ごせる居場所や相談先を見つけるための情報サイト。同世代の青少年による居場所の活動レポートやボランティア、イベント情報を掲載する。		○	○			○			子ども青少年局 青少年育成課
58	地域若者サポートステーション	働くことに自信が持てないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を実施する。		○	○			○			子ども青少年局 青少年育成課
59	よこはま子ども・若者相談室	様々な悩みごとを抱える子ども・若者(39歳までの方)とそこご家族の方などを対象に、心理カウンセラー等、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施する。(毎日14時～21時)		○	○			○			子ども青少年局 青少年育成課
60	子ども家庭相談	子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援する。		○	○		○		○		子ども青少年局 子ども家庭課
61	母子家庭等就労支援事業	ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートよこはまで就労に関する相談を実施する。		○	○				○		子ども青少年局 子ども家庭課
62	ひとり親サポートよこはま(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)の設置	センターに就労支援員を配置し、個々のご家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就労相談を実施するほか、生活相談、法律相談などの総合的な支援を実施する。		○	○				○		子ども青少年局 子ども家庭課
63	青少年の総合相談	青少年相談センターにおいて、ひきこもりや不登校など、青少年に関する様々な問題について、電話相談・来所相談・家庭訪問・グループ活動等を行う。(対象:15歳から40歳未満の青少年とそこご家族)		○	○			○			子ども青少年局 青少年相談センター
64	地域ユースプラザ事業	個別相談だけでなく、グループ活動やテーマ別の講座、社会参加体験等、複数のプログラムを組み合わせた支援を実施する。また、自由に過ごすことができる居場所を運営する。市内4か所で実施する。		○	○			○			子ども青少年局 青少年相談センター
65	全身診察ができる医師の育成・研修	性的虐待を受けた児童に対し、専門的な方法を用いた診察を実施し、子どもの不安の軽減を図ることができる医師を養成する。		○	○			○			子ども青少年局 児童相談所
66	よこはま子ども虐待ホットライン(24時間フリーダイヤル)	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施する。		○	○			○			子ども青少年局 児童相談所
67	情報モラル	GIGAスクール構想で整備された1人1台端末の活用も含め、インターネットがある社会で、子どもが安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、社会の一員として参画していくために、リーフレットを作成し、学校と家庭が連携して情報モラルに取り組む。	○	○				○			教育委員会事務局小中学校企画課/教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
68	SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育	横浜市独自の、子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用し、SOSのサインを発したり、自分で解決していくためのスキルの獲得に向けた教育を行う。	○	○	○	○		○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
69	自殺予防の周知徹底	全市立学校に対して、定期的な通知文及び啓発、校内研修資料等の発出による普及啓発や注意喚起を行う。		○	○			○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
70	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
71	教職員向けの研修の実施	性的マイノリティについて理解を深めたり、学校において必要な人権的な配慮や支援について考えたりするための研修が実施できるよう体制を整え、学校現場の要請に対応する。	○	○		○		○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
72	スクールカウンセラーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールカウンセラーを配置する。		○	○			○	○		教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
73	スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールソーシャルワーカーを配置する。		○	○			○	○		教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
74	学校生活あんしんダイヤル(いじめの申し立て窓口)	いじめや不登校など学校には相談しにくい内容などに対して、スクールソーシャルワーカーによる相談を実施する。		○	○			○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
75	24時間子どもSOSダイヤル	24時間365日体制で、市内在住・在学の子ども及びその保護者を対象に、いじめ、困ったことや悩みなどに関する相談を実施する。		○	○			○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
76	不登校児童生徒支援事業	不登校の児童生徒に「安心できる居場所」及び「個別最適な学びの機会」の提供を通じて、不登校児童生徒の社会的自立を支援する。		○	○			○			教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
77	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局健康教育・食育課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
78	働きづらさに悩む若年無業女性支援講座・就労体験	長期の無業やひきこもり状態にあり、働きづらさに悩む若い女性向けの社会参加を目的とした連続講座、就職活動を行うための準備を目的とした、サポートを受けながら行う就労体験を実施する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
79	よこはまグッドバランス企業認定事業	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
80	ハラスメント対策セミナー 企業におけるハラスメント防止研修への講師派遣	職場のハラスメント対策や、発生時の対応について、中小企業・団体の経営者、人事・労務担当者向けにセミナーを開催する。企業等が実施する研修会に、男女共同参画センターのスタッフを講師として派遣する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
81	心とからだと生き方の総合相談	パートナーとの関係(DV・デートDVなど)、家族との関係、職場の人間関係など、日常生活で直面する、様々な問題についてのご相談に対応する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
82	デートDV防止関連事業	①予防教育(教職員向けオンライン研修・生徒向け出前ワークショップ)、②相談(チャット相談窓口「Yちゃっかる」)、③被害・加害者プログラム(デートDV専門相談員派遣)、④広報・啓発(SNS等による若年層への広報・啓発等)の4つを総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく支援する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
83	DVを体験した女性のためのサポートグループの運営	DV被害の体験を分かち合い、今後の生き方を考える場づくりを目的としたグループ相談を実施する。		○					○		政策局男女共同参画推進課
84	自助グループ支援	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の観点で同じ悩みを抱える当事者同士が、気持ちや経験、情報を分かち合い、支え合うための場を提供し、広報等活動を支援する。		○					○		政策局男女共同参画推進課
85	女性としごと応援デスク	キャリアコンサルタントによる就職支援や、これからの働き方や両立の悩み、社会保険・労働条件・職場のハラスメントなどについての相談、様々なテーマで開催しているミニセミナーなど、一人ひとりの状況、ライフプランにあわせてサポートを実施する。	○	○	○				○		政策局男女共同参画推進課
86	男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	女性であること、男性であることを理由とした不利益な取扱など、性別による差別等により人権が侵害された場合の相談に対応する。		○					○		政策局男女共同参画推進課
87	FriendSHIP よこはまの実施	同性が好きなこと、心と体の性が一致しないこと等(性的少数者)を隠すことなく、安心して過ごすことができるスペースを開設する。関連図書があり、性的少数者に理解のあるスタッフが常駐し、10代の方限定の時間帯もあり、話をしながら、ゆっくりと過ごすことができる。(事前の予約は不要)		○	○				○		市民局人権課
88	個別専門相談:「よこはまLGBT相談」	主に39歳までの当事者、家族、教員等を対象に、性的少数者支援に携わっている臨床心理士による対面相談を実施する。		○					○		市民局人権課
89	犯罪被害者等相談支援事業	横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、性犯罪・性暴力被害にあった方の相談に応じるほか、カウンセリングの提供、日常生活支援、経済的負担の軽減支援等を実施する。	○	○	○				○		市民局人権課
90	自殺対策強化月間特別相談会	9月の強化月間に合わせ、「法律相談」と「こころの健康相談」の特別相談会を実施する。		○							市民局広聴相談課
91	無料法律相談	市民相談室にて無料法律相談を実施する。		○	○						市民局広聴相談課
92	手続ガイド(お悔やみ)	御遺族等が行うお悔やみ手続について、個別に必要な手続や持ち物を抽出してご案内するウェブサービスを導入、運用する。		○				○			市民局窓口サービス課
93	お悔やみハンドブック	御遺族等が行う手続をハンドブックにまとめ、各区のウェブページに掲載する。		○				○			市民局窓口サービス課
94	消費生活総合センター運営事業	相談内容に応じ、助言、情報提供、専門機関への紹介・誘導を行う。		○							経済局消費経済課
95	高齢者等の消費者被害の防止に向けた見守りの推進	地域における高齢者等の消費者被害防止を目的に、高齢者自身のほか、自治会町内会や民生委員・児童委員の方々等を対象とした注意喚起や啓発を実施する。消費者被害防止のためのネットワークを拡げるため、高齢・障害福祉にかかわる職員やケアプラザ職員等と連携する。区の実情に応じ、「消費生活推進員」を委嘱し、消費生活に関する知識・情報の普及・啓発などの活動を通じ、地域の高齢者の見守り活動に参加する。		○	○						経済局消費経済課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
96	ワーキングガイドの発行	働くことに関わるトラブルの未然防止や解決促進、働く方の不安な気持ちや疑問の解消ができるよう、働く方が最低限知っておくべきだと思われる情報をまとめて、横浜市が毎年、改訂・発行する(令和5年度以降はデジタル発行のみ)。	○	○	○						経済局雇用労働課
97	中小企業経営総合支援事業	資金繰りなどの経営課題に苦しむ中小企業経営者に対して経営相談を実施する。		○							経済局中小企業振興課
98	市営住宅における犯罪・DV被害者支援	犯罪被害者及びDV被害者の方に対して、単身者申込資格の年齢要件を緩和、定期募集における当選率の優遇、市営住宅の一時使用を実施する。		○					○		建築局市営住宅課
99	住宅セーフティネット事業	セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅に対して、家賃や家賃債務保証料の補助を行う。		○							建築局住宅政策課
100	公園整備事業	心身の健康・保持増進等に配慮しながら、地域のニーズを踏まえて、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進する。	○	○	○						環境創造局みどりアップ推進課
101	公園内の見通しの改善等	公園内の見通しを良くするため、樹木の剪定に努めるとともに、花壇等を設けるなど、明るくきれいな公園づくりを推進する。		○							環境創造局公園緑地管理課

(3) 基本施策3 地域におけるネットワークの強化

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	地域自殺対策推進センター事業	地域自殺対策推進センターにおいて、精神保健福祉士等の専門職を配置する。自殺統計、人口動態統計、市民意識調査(おおむね5年に1回実施)など関係統計を解析し、関係機関や市民に提供する。			○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	ゲートキーパー養成研修(こども・若者分野)	こども・若者のSOSを察知し、適切な支援につなげることができるよう、小・中・高・専門学校・大学の生徒等や教職員等を対象に、自殺対策に関する研修を行う。	○	○	○	○		○		○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
4	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
5	インターネットを活用した相談事業(相談先表示)	自殺の要因となる様々な生活課題に対し、検索連動広告により相談先窓口の情報提供を行う。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
6	インターネットを活用した相談事業(相談)	「死にたい」等の自殺に関する様々な用語検索に対して、自殺に直接つながる可能性のあるキーワードの検索者へ、インターネットツールを使用した相談対応を実施する。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
7	よこはま自殺対策ネットワーク協議会	本市における自殺対策を総合的に推進していくため、民生委員などの市民代表や、自殺対策に取り組む支援団体と行政で、情報交換や関係機関の連携及び協力の推進、一体的な広報啓発活動を図る。	○		○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
8	横浜市市内自殺対策連絡会議	精神保健福祉分野に限らず、庁内関係部署が密接な連携と協力により、総合的な自殺対策の推進のための情報共有等を行うことを目的とした会議を開催する。	○	○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
9	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者にうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布する。	○	○	○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
10	救命救急センターにおける自殺未遂者再発防止事業	三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援を行う。			○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
11	自殺未遂者支援に関する研修	医療従事者等の自殺未遂者に関する支援者を対象に、自殺リスクの適切な評価を行い、再度の自殺未遂の防止につなげるための研修を行う。	○		○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
12	自殺未遂者フォローアップ調査事業	二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、ケースマネジメントによる支援及び定期的なフォローアップ支援を行う。			○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
13	自殺対策普及啓発	悩みを抱えている人が必要な支援、相談窓口につながるよう、また自殺対策に関する正しい知識が普及するよう、関係団体等と協力し、多様な手段を用いて啓発を実施する。また、自殺対策強化月間及び自殺予防週間(9月と3月)には、集中的に取組を推進する。庁内において、市民等から自殺予告に関するメール等を受信した場合、迅速・適切に対応できるよう周知する。	○	○	○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
14	自死遺族ホットライン	自死(自殺)で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、専門相談員による傾聴を中心とした電話相談を行う。			○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
15	自死遺族の集い「そよ風」	自死(自殺)で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、思いを語り合い分かち合う集い及び、遺族が経験するところからの変化についての講座を開催する。			○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
16	災害時こころのケア事業	災害・事件・事故等における被災者等に対応する支援者向けに、災害時こころのケアハンドブックについて普及啓発を実施する。市職員及び福祉避難所の職員を対象に災害時こころのケア研修を行う。大規模災害が発生した際に、神奈川県からの要請に基づき、かながわDPATとして、チームの派遣を行う。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
17	こころの電話相談	家庭、職場などでの人間関係のストレスによる様々な悩みや不安について、夜間・休日に電話相談を実施する。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
18	電話相談関係機関連絡会	横浜市内で「こころの健康」に関する電話相談を実施している関係機関の連携や情報交換を目的として「こころの電話相談関係機関連絡会」を開催する。			○						健康福祉局こころの健康相談センター
19	依存症対策事業(専門相談、回復プログラム、家族教室)	アルコール、薬物、ギャンブル等の問題に悩む家族や当事者を対象とした、専門相談やプログラムを実施する。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
20	依存症対策事業(関係機関連携)	行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と「依存症関連機関連携会議」を開催し、依存症に悩む本人・家族等を支えるネットワークを構築するとともに、地域の依存症対策に関する情報や課題を共有し、依存症者等に対する包括的な支援体制の整備につなげる。			○						健康福祉局こころの健康相談センター
21	依存症対策事業(人材育成)	依存症相談に対応する身近な支援者を対象とした、依存症の理解の促進と支援の向上を目的とした研修を実施する。			○						健康福祉局こころの健康相談センター
22	精神保健福祉相談	区福祉保健センターの精神保健福祉相談員が本人や家族等に対して、精神科医療機関等の受診受療や社会参加等精神保健福祉に関する相談に対応する。		○	○					○	健康福祉局精神保健福祉課
23	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健と医療と福祉の関係者による協議の場を通じ、関係者間の連携による地域支援体制を構築する。		○	○					○	健康福祉局精神保健福祉課
24	精神科救急医療対策事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする患者等の相談に応じるほか、法に基づく診察の実施や医療機関の紹介を行う。			○					○	健康福祉局精神保健福祉課
25	障害者虐待防止事業	障害者虐待の早期発見その他の障害者虐待の防止等に向けた取組等を適切に実施し、障害者の自立及び社会参加並びに権利利益の擁護を行う。		○	○						健康福祉局障害施策推進課/健康福祉局精神保健福祉課
26	基幹相談支援センター	区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やそのご家族等からのご相談にお応えするとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組む。		○	○						健康福祉局障害施策推進課
27	自立支援協議会	障害者等への支援の体制を整備し、情報共有や連携を図り、関係機関のネットワーク構築や地域の課題解決等を目指す協議の場。			○						健康福祉局障害施策推進課
28	地域で支える介護者支援事業	認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあうまちづくり等について、医師会・薬剤師会・歯科医師会・医療機関・学校・企業・商店街・自治会町内会等と協力し地域の実情に応じて展開する。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
29	認知症高齢者地域支援事業	行方不明となった認知症高齢者等を早期発見するために連携するとともに、地域で見守り支えあう意識が向上するよう普及啓発を図り、連携の促進に取り組む。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
30	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施する。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成を実施する。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
31	認知症疾患医療センター事業	地域における認知症医療提供体制の拠点として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者等への研修等を実施する。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
32	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を行う。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
33	若年性認知症支援コーディネーターの配置	若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族、関係者の相談支援を行う。若年性認知症支援コーディネーターを中心に、関係者のネットワークの調整や支援体制の充実に向けた取組も実施する。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
34	地域ケア会議	多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
35	脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～の作成・配布	医療機関等において、患者・家族から相談を受けた際の説明に活用できるツール。脳血管疾患による入院からその後の手続きやサービス利用について掲載し、不安感の軽減や必要なサービス利用につなげることを目的に作成。			○						健康福祉局高齢在宅支援課
36	高齢者虐待防止の取組	高齢者に対する虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための支援体制の整備を行い、高齢者の尊厳ある生活を守るとともに、養護者(介護者)及び要介護施設従事者等への支援を行うことにより住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。			○	○					健康福祉局高齢在宅支援課/健康福祉局高齢施設課/健康福祉局介護事業指導課
37	よこはま企業健康推進員	自身の健康づくりと職場内での健康づくりを発信する役割を担う。			○						健康福祉局健康推進課
38	難病患者支援事業	各区福祉保健センターや関係機関での相談支援の実施や講演会・交流会を開催する。			○						健康福祉局健康推進課
39	横浜健康経営認証	従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に企業の収益性等を高める投資であると捉え、従業員の健康づくりを経営的な視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む事業所を、横浜健康経営認証事業所として認証する。			○						健康福祉局健康推進課
40	老人クラブ助成事業	地域を基盤とする高齢者の自主的組織である老人クラブを支援し、その健全な発展を図るために、運営費や事業費に対して補助を行う。		○	○						健康福祉局高齢健康福祉課
41	老人福祉センター管理運営業務	地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談を受け付けるほか、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供し、高齢者の社会参加を支援する。また、イベントの実施等により新規利用を促進するための健康増進事業を実施する。		○	○						健康福祉局高齢健康福祉課
42	生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の課題の解決や生活の立て直しについて、関係機関等と連携し、包括的な相談支援を行う。		○	○					○	健康福祉局生活支援課
43	地域ケアプラザ整備・運営事業	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を実施する。		○	○						健康福祉局地域支援課
44	横浜型地域包括ケアの推進	住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスを推進する。また推進に向けた区アクションプランを策定する。		○	○						健康福祉局地域包括ケア推進課
45	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病を抱える児童及びそのご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。			○						健康福祉局医療援助課
46	にんしんSOSヨコハマ(妊娠出産相談事業)	思いがけない妊娠や出産、子育てに悩む方が、孤立することなく気軽に相談支援を受けられるよう、電話やメール、LINEで相談を実施する。		○	○				○		こども青少年局地域子育て支援課
47	産婦健診	産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産婦健康診査費用の一部を助成する。また、医療機関と行政が連携し、産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う。			○				○		こども青少年局地域子育て支援課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
48	産後母子ケア事業	訪問・ショートステイ・デイケアにて、出産後の心身や育児について、保健師・助産師等が支援を行う。			○				○		こども青少年局 地域子育て支援課
49	こんには赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、育児に関する情報提供等を実施する。			○				○		こども青少年局 地域子育て支援課
50	子育て世代包括支援センター事業	区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時に妊産婦等と面接を実施するほか、支援が必要な妊産婦に対し、継続して必要な保健指導や相談支援を行う。			○				○		こども青少年局 地域子育て支援課
51	母子訪問指導事業	主に第1子が出生した家庭に、母子訪問指導員や区福祉保健センターの保健師・助産師が家庭訪問を実施する。		○	○				○		こども青少年局 地域子育て支援課
52	妊産婦メンタルヘルス連絡会	リスクのある妊産婦の早期発見と更なる支援のために、医療機関との連携について検討する連絡会を実施する。			○				○		こども青少年局 地域子育て支援課
53	地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。		○	○						こども青少年局 地域子育て支援課
54	親と子のつどいの広場事業	地域の子育て中の親子(主に0～3歳の未就学児と保護者)を対象に、マンションの一室や商店街の空き店舗などで、子育て親子の交流、子育て相談の実施、子育て関連情報の収集・提供、講習を実施する。		○	○						こども青少年局 地域子育て支援課
55	子育て支援者事業	子育ての経験者で横浜市の各区の指定を受けた支援者が、自らの経験や情報を活かして、地区センターや地域ケアプラザなどでの相談や、子育てグループの支援などを行う。		○	○						こども青少年局 地域子育て支援課
56	児童虐待防止医療従事者向け研修	医師会と連携したBEAMS研修を実施する。			○				○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
57	児童精神科医によるコンサルテーション事業	児童虐待対応の知識と経験のある児童精神科医から、養育支援・児童虐待対応に関する助言を受け、支援内容の充実を図る。		○	○				○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
58	こども虐待防止市民サポーター講座	こどもの虐待防止に興味がある方、地域でこどもの支援を行っている方を対象に講座を開催し、こどもの権利と体罰によらない子育ての推進を図る。			○				○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
59	児童虐待防止対策事業	児童虐待に係る相談体制の充実、相談支援機能の強化等に取り組み、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に取り組む。		○	○				○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
60	かながわ子ども家庭110番相談LINE	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施する。		○	○				○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
61	「よこはまチャイルドライン」への補助	18歳までの子どもの声を受け止める電話であるチャイルドラインに対して、運営費や相談を受ける者の人材育成のための経費の一部を補助する。		○	○				○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
62	横浜市DV相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者等からの暴力の相談を受ける。暴力には性暴力も含まれる。相談者からのニーズや状況に応じた助言や情報提供を行う。		○	○				○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
63	青少年の総合相談	青少年相談センターにおいて、ひきこもりや不登校など、青少年に関する様々な問題について、電話相談・来所相談・家庭訪問・グループ活動等を行う。(対象:15歳から40歳未満の青少年とそのご家族)		○	○				○		こども青少年局 青少年相談センター
64	地域ユースプラザ事業	個別相談だけでなく、グループ活動やテーマ別の講座、社会参加体験等、複数のプログラムを組み合わせた支援を実施する。また、自由に過ごすことができる居場所を運営する。市内4か所で開催する。		○	○				○		こども青少年局 青少年相談センター
65	若者相談支援スキルアップ研修～メンタルヘルスコース	地域支援機関の職員を対象に若者のメンタルヘルスに関する専門研修を実施する。			○	○			○		こども青少年局 青少年相談センター
66	横浜市情報サイト「ふぁんみつけ」	高校生世代が安心して過ごせる居場所や相談先を見つけるための情報サイト。同世代の青少年による居場所の活動レポートやボランティア、イベント情報を掲載する。		○	○				○		こども青少年局 青少年育成課
67	地域若者サポートステーション	働くことに自信が持てないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を実施する。		○	○				○		こども青少年局 青少年育成課
68	よこはま子ども・若者相談室	様々な悩みごとを抱える子ども・若者(39歳までの方)とご家族の方などを対象に、心理カウンセラー等、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施する。(毎日14時～21時)		○	○				○		こども青少年局 青少年育成課
69	こども家庭相談	子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援する。		○	○				○		こども青少年局 こども家庭課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
70	母子家庭等就労支援事業	ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートよこはまで就労に関する相談を実施する。		○	○				○		こども青少年局 こども家庭課
71	ひとり親サポートよこはま(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)の設置	センターに就労支援員を配置し、個々のご家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就労相談を実施するほか、生活相談、法律相談などの総合的な支援を実施する。		○	○				○		こども青少年局 こども家庭課
72	全身診察ができる医師の育成・研修	性的虐待を受けた児童に対し、専門的な方法を用いた診察を実施し、子どもの不安の軽減を図ることができる医師を養成する。		○	○			○			こども青少年局 児童相談所
73	よこはま子ども虐待ホットライン(24時間フリーダイヤル)	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施する。		○	○			○			こども青少年局 児童相談所
74	SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育	横浜市独自の、子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用し、SOSのサインを発したり、自分で解決していくためのスキルの獲得に向けた教育を行う。	○	○	○	○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
75	自殺予防の周知徹底	全市立学校に対して、定期的な通知文及び啓発、校内研修資料等の発出による普及啓発や注意喚起を行う。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
76	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
77	スクールカウンセラーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールカウンセラーを配置する。		○	○		○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
78	スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールソーシャルワーカーを配置する。		○	○		○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
79	市民啓発活動	横浜市いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むため、12月を「横浜市いじめ防止啓発月間」と位置付け、取組を実施する。			○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
80	学校生活あんしんダイヤル(いじめの申し立て窓口)	いじめや不登校など学校には相談しにくい内容などに対して、スクールソーシャルワーカーによる相談を実施する。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
81	24時間子どもSOSダイヤル	24時間365日体制で、市内在住・在学の子ども及びその保護者を対象に、いじめ、困ったことや悩みなどに関する相談を実施する。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
82	不登校児童生徒支援事業	不登校の児童生徒に「安心できる居場所」及び「個別最適な学びの機会」の提供を通じて、不登校児童生徒の社会的自立を支援する。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
83	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 健康教育・食育課
84	特別支援教育コーディネーターの配置	児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うため、各学校において、特別支援教育に関する委員会や研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員を配置する。			○			○			教育委員会事務局 特別支援教育課
85	働きづらさに悩む若年無業女性支援講座・就労体験	長期の無業やひきこもり状態にあり、働きづらさに悩む若い女性向けの社会参加を目的とした連続講座、就職活動を行うための準備を目的とした、サポートを受けながら行う就労体験を実施する。		○	○			○			政策局男女共同参画推進課
86	よこはまグッドバランス企業認定事業	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定する。		○	○			○			政策局男女共同参画推進課
87	ハラスメント対策セミナー 企業におけるハラスメント防止研修への講師派遣	職場のハラスメント対策や、発生時の対応について、中小企業・団体の経営者、人事・労務担当者向けにセミナーを開催する。企業等が実施する研修会に、男女共同参画センターのスタッフを講師として派遣する。		○	○			○			政策局男女共同参画推進課
88	心とからだで生き方の総合相談	パートナーとの関係(DV・デートDVなど)、家族との関係、職場の人間関係など、日常生活で直面する、様々な問題についてのご相談に対応する。		○	○			○			政策局男女共同参画推進課
89	デートDV防止関連事業	①予防教育(教職員向けオンライン研修・生徒向け出前ワークショップ)、②相談(チャット相談窓口「Yちゃっかる」)、③被害・加害者プログラム(デートDV専門相談員派遣)、④広報・啓発(SNS等による若年層への広報・啓発等)の4つを総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく支援する。		○	○			○			政策局男女共同参画推進課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
90	女性としごと応援デスク	キャリアコンサルタントによる就職支援や、これからの働き方や両立の悩み、社会保険・労働条件・職場のハラスメントなどについての相談、様々なテーマで開催しているミニセミナーなど、一人ひとりの状況、ライフプランにあわせてサポートを実施する。	○	○	○				○		政策局男女共同参画推進課
91	FriendSHIP よこはまの実施	同性が好きなこと、心と体の性が一致しないこと等(性的少数者)を隠すことなく、安心して過ごすことができるスペースを開設する。関連図書があり、性的少数者に理解のあるスタッフが常駐し、10代の方限定の時間帯もあり、話をしながら、ゆっくりと過ごすことができる。(事前の予約は不要)		○	○				○		市民局人権課
92	犯罪被害者等相談支援事業	横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、性犯罪・性暴力被害にあった方の相談に応じるほか、カウンセリングの提供、日常生活支援、経済的負担の軽減支援等を実施する。	○	○	○				○		市民局人権課
93	無料法律相談	市民相談室にて無料法律相談を実施する。		○	○						市民局広聴相談課
94	「働く人の相談室」の設置	「働く人の相談室」(労働情報・相談コーナー)を設置し、労働者が直面する各種問題(労働問題、法律問題、職場の悩み、がん治療と就業の両立)に関する相談に対応する。	○		○						経済局雇用労働課
95	ワーキングガイドの発行	働くことに関するトラブルの未然防止や解決促進、働く方の不安な気持ちや疑問の解消ができるよう、働く方が最低限知っておくべきだと思われる情報をまとめて、横浜市が毎年、改訂・発行する(令和5年度以降はデジタル発行のみ)。	○	○	○						経済局雇用労働課
96	高齢者等の消費者被害の防止に向けた見守りの推進	地域における高齢者等の消費者被害防止を目的に、高齢者自身のほか、自治会町内会や民生委員・児童委員の方々等を対象とした注意喚起や啓発を実施する。消費者被害防止のためのネットワークを拡げるため、高齢・障害福祉にかかわる職員やケアプラザ職員等と連携する。区の実情に応じ、「消費生活推進員」を委嘱し、消費生活に関する知識・情報の普及・啓発などの活動を通じ、地域の高齢者の見守り活動に参加する。		○	○						経済局消費経済課
97	がん相談支援センター等の周知	がん患者に対する相談支援及び情報提供を実施する。			○						医療局がん・疾病対策課
98	公園整備事業	心身の健康・保持増進等に配慮しながら、地域のニーズを踏まえて、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進する。	○	○	○						環境創造局みどりアップ推進課

(4) 基本施策4 自殺対策を支える人材育成

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	ゲートキーパー養成研修	家族や友人、同僚等の身近な人や地域の支援者等、様々な分野におけるゲートキーパーを養成する。	○	○		○	○			○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	ゲートキーパー養成研修(こども・若者分野)	こども・若者のSOSを察知し、適切な支援につなげることができるよう、小・中・高・専門学校・大学の生徒等や教職員等を対象に、自殺対策に関する研修を行う。	○	○	○	○		○		○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
4	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
5	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者にうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布する。	○	○	○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
6	救命救急センターにおける自殺未遂者再発防止事業	三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援を行う。			○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
7	自殺未遂者支援に関する研修	医療従事者等の自殺未遂者に関わる支援者を対象に、自殺リスクの適切な評価を行い、再度の自殺未遂の防止につなげるための研修を行う。	○		○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課	
			1	2	3	4	5	1	2	3		
8	自殺未遂者フォローアップ調査事業	二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、ケースマネジメントによる支援及び定期的なフォローアップ支援を行う。			○	○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
9	精神保健福祉研修	精神保健福祉関連機関の職員を対象に、相談対応及び受診受療援助技術の向上を目的に、基礎的な精神医学の知識等を学ぶ研修を実施する。	○			○						健康福祉局こころの健康相談センター
10	研修等への講師派遣	関係機関等からの依頼に基づき、講師派遣を行う。		○		○						健康福祉局こころの健康相談センター
11	障害者虐待防止事業に関する普及啓発	市民向けのリーフレット作成等により、広報を行う。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービス事業者等を対象とした研修を実施する。		○		○						健康福祉局障害施策推進課
12	地域で支える介護者支援事業	認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあうまちづくり等について、医師会・薬剤師会・歯科医師会・医療機関・学校・企業・商店街・自治会町内会等と協力し地域の実情に応じて展開する。		○	○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
13	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施する。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成を実施する。		○	○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
14	専門職(歯科医師・薬剤師・看護職員・医療従事者)向け認知症対応力向上研修	認知症の早期発見・早期対応のために、地域のかかりつけ医等に対して認知症対応力向上を目的とした研修を認知症疾患医療センター及び医師会等と協力して実施する。									○	健康福祉局高齢在宅支援課
15	包括的継続的ケアマネジメント研修	ケアマネジャーが活動しやすい環境をつくるとともに、多職種連携の推進等に必要な知識・技術の向上を目的とした研修を実施する。									○	健康福祉局高齢在宅支援課
16	高齢者虐待防止の取組	高齢者に対する虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための支援体制の整備を行い、高齢者の尊厳ある生活を守るとともに、養護者(介護者)及び要介護施設従事者等への支援を行うことにより住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。									○	健康福祉局高齢在宅支援課/健康福祉局高齢施設課/健康福祉局介護事業指導課
17	横浜いのちの電話運営費等補助金	精神的危機に直面している人々に対する電話相談事業等を行う「横浜いのちの電話」に対し助成し、地域福祉、精神保健の増進を図る。また、外国語相談事業に対し、事業費を助成し、外国語を母語とする市民に対する福祉保健の向上を図る。									○	健康福祉局福祉保健課
18	SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育	横浜市独自の、子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用し、SOSのサインを発したり、自分で解決していくためのスキルの獲得に向けた教育を行う。	○	○	○	○					○	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
19	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○				教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
20	教職員向けの研修の実施	性的マイノリティについて理解を深めたり、学校において必要な人権的な配慮や支援について考えたりするための研修が実施できるよう体制を整え、学校現場の要請に対応する。	○	○		○					○	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
21	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施する。	○	○	○	○	○	○				教育委員会事務局 健康教育・食育課
22	人権啓発	一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を目指すために、性的少数者、犯罪被害者等、様々な人権課題に対する啓発を行う。また、人権擁護委員と連携し、区民まつり等を活用して人権啓発を行う。	○				○					市民局人権課
23	性的少数者をテーマとした職員向け研修	性の多様性について認識を深め、LGBTなどの性的少数者の方々に対する偏見や差別について、職員一人ひとりが自らと向き合う機会として、人権啓発研修を実施する。					○					市民局人権課
24	若者相談支援スキルアップ研修～メンタルヘルスコース	地域支援機関の職員を対象に若者のメンタルヘルスに関する専門研修を実施する。				○	○			○		子ども青少年局 青少年相談センター
25	薬物乱用防止啓発指導者研修会	青少年に対する薬物乱用防止啓発の推進を目的として、薬物乱用防止啓発を担当する教職員等向けの研修会を実施する。									○	医療局医療安全課

(5) 基本施策5 遺された人等への支援

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	ゲートキーパー養成研修	家族や友人、同僚等の身近な人や地域の支援者等、様々な分野におけるゲートキーパーを養成する。	○	○		○	○			○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
4	自死遺族ホットライン	自死(自殺)で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、専門相談員による傾聴を中心とした電話相談を行う。			○		○				健康福祉局こころの健康相談センター
5	自死遺族の集い「そよ風」	自死(自殺)で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、思いを語り合い分かち合う集い及び、遺族が経験するところからの変化についての講座を開催する。			○		○				健康福祉局こころの健康相談センター
6	自殺対策普及啓発(自死遺族)	自死遺族等が経験するところやからだの変化、相談先の周知等の啓発を実施する。					○				健康福祉局こころの健康相談センター
7	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
8	スクールカウンセラーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールカウンセラーを配置する。		○	○		○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
9	スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールソーシャルワーカーを配置する。		○	○		○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
10	児童生徒の危機に対応する体制の整備	いじめ、事件事故等が発生した際に、危機対応を行うチームを設置し対応する。					○	○		○	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
11	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 健康教育・食育課
12	こども家庭相談	子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みを寄り添い、適切に支援する。		○	○		○		○		こども青少年局 こども家庭課
13	ヤングケアラー支援事業広報啓発	「ヤングケアラー」に対する認知度向上と理解の促進を図る。マンガなど親しみやすい方法を使った特設ウェブサイトや相談カードの配布などにより、子ども本人や広く大人に広報啓発する。					○				こども青少年局 こども家庭課
14	手続ガイド(お悔やみ)	御遺族等が行うお悔やみ手続について、個別に必要な手続や持ち物を抽出してご案内するウェブサービスを導入、運用する。		○			○				市民局窓口サービス課
15	お悔やみハンドブック	御遺族等が行う手続をハンドブックにまとめ、各区のウェブページに掲載する。		○			○				市民局窓口サービス課

(6) 重点施策1 こども・若者の自殺対策の強化

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	ゲートキーパー養成研修(こども・若者分野)	こども・若者のSOSを察知し、適切な支援につなげることができるよう、小・中・高・専門学校・大学の生徒等や教職員等を対象に、自殺対策に関する研修を行う。	○	○	○	○		○		○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
3	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター	
4	インターネットを活用した相談事業(相談先表示)	自殺の要因となる様々な生活課題に対し、検索連動広告により相談先窓口の情報提供を行う。	○	○	○			○	○	健康福祉局こころの健康相談センター	
5	インターネットを活用した相談事業(相談)	「死にたい」等の自殺に関する様々な用語検索に対して、自殺に直接つながる可能性のあるキーワードの検索者へ、インターネットツールを使用した相談対応を実施する。	○	○	○			○	○	健康福祉局こころの健康相談センター	
6	大学や専修学校等と連携した啓発	自殺対策啓発ポスターやメンタルヘルス関連冊子等の啓発資料を提供する。		○				○		健康福祉局こころの健康相談センター	
7	依存症対策事業(啓発)	依存症の予防に向けて、幅広い年齢層を対象として、様々な場所で普及啓発を展開する。また、ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進するため、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等を実施する。	○					○		健康福祉局精神保健福祉課/健康福祉局こころの健康相談センター/教育委員会事務局健康教育・食育課	
8	横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の開催	横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)での事例共有や研修(医師会と連携したBEAMS研修等)を実施する。						○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課	
9	児童虐待防止医療従事者向け研修	医師会と連携したBEAMS研修を実施する。			○			○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課	
10	児童精神科医によるコンサルテーション事業	児童虐待対応の知識と経験のある児童精神科医から、養育支援・児童虐待対応に関する助言を受け、支援内容の充実を図る。		○	○			○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課	
11	こども虐待防止市民サポーター講座	こどもの虐待防止に興味がある方、地域でこどもの支援を行っている方を対象に講座を開催し、こどもの権利と体罰によらない子育ての推進を図る。			○			○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課	
12	児童虐待防止対策事業	児童虐待に係る相談体制の充実、相談支援機能の強化等に取り組み、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に取り組む。		○	○			○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課	
13	かながわ子ども家庭110番相談LINE	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施する。		○	○			○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課	
14	「よこはまチャイルドライン」への補助	18歳までの子どもの声を受け止める電話であるチャイルドラインに対して、運営費や相談を受ける者の人材育成のための経費の一部を補助する。		○	○			○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課	
15	青少年の地域活動拠点づくり事業	主に中高生世代の居場所、多世代との交流の場、社会体験の機会の提供を行うとともに、スタッフによる声掛け・相談対応を行う。						○		子ども青少年局 青少年育成課	
16	横浜市情報サイト「ふあんみつけ」	高校生世代が安心して過ごせる居場所や相談先を見つけるための情報サイト。同世代の青少年による居場所の活動レポートやボランティア、イベント情報を掲載する。		○	○			○		子ども青少年局 青少年育成課	
17	地域若者サポートステーション	働くことに自信が持てないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を実施する。		○	○			○		子ども青少年局 青少年育成課	
18	よこはま子ども・若者相談室	様々な悩みごとを抱える子ども・若者(39歳までの方)とご家族の方などを対象に、心理カウンセラー等、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施する。(毎日14時～21時)		○	○			○		子ども青少年局 青少年育成課	
19	青少年の総合相談	青少年相談センターにおいて、ひきこもりや不登校など、青少年に関する様々な問題について、電話相談・来所相談・家庭訪問・グループ活動等を行う。(対象:15歳から40歳未満の青少年とご家族)		○	○			○		子ども青少年局 青少年相談センター	
20	地域ユースプラザ事業	個別相談だけでなく、グループ活動やテーマ別の講座、社会参加体験等、複数のプログラムを組み合わせた支援を実施する。また、自由に過ごすことができる居場所を運営する。市内4か所で実施する。		○	○			○		子ども青少年局 青少年相談センター	
21	若者相談支援スキルアップ研修～メンタルヘルスコース	地域支援機関の職員を対象に若者のメンタルヘルスに関する専門研修を実施する。			○	○		○		子ども青少年局 青少年相談センター	
22	全身診察ができる医師の育成・研修	性的虐待を受けた児童に対し、専門的な方法を用いた診察を実施し、子どもの不安の軽減を図ることができると医師を養成する。		○	○			○		子ども青少年局 児童相談所	
23	よこはま子ども虐待ホットライン(24時間フリーダイヤル)	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施する。		○	○			○		子ども青少年局 児童相談所	

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
24	こども食堂等支援事業	いわゆる「こども食堂」等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援する。		○				○			こども青少年局 地域子育て支援課
25	情報モラル	GIGAスクール構想で整備された1人1台端末の活用も含め、インターネットがある社会で、子どもが安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、社会の一員として参画していくために、リーフレットを作成し、学校と家庭が連携して情報モラルに取り組む。	○	○				○			教育委員会事務局 小中学校企画課 人権教育・児童生徒課
26	SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育	横浜市独自の、子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用し、SOSのサインを発したり、自分で解決していくためのスキルの獲得に向けた教育を行う。	○	○	○	○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
27	自殺予防の周知徹底	全市立学校に対して、定期的な通知文及び啓発、校内研修資料等の発出による普及啓発や注意喚起を行う。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
28	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
29	教職員向けの研修の実施	性的マイノリティについて理解を深めたり、学校において必要な人権的な配慮や支援について考えたりするための研修が実施できるよう体制を整え、学校現場の要請に対応する。	○	○		○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
30	スクールカウンセラーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールカウンセラーを配置する。		○	○		○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
31	スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールソーシャルワーカーを配置する。		○	○		○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
32	市民啓発活動	横浜市いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むため、12月を「横浜市いじめ防止啓発月間」と位置付け、取組を実施する。				○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
33	学校生活あんしんダイヤル(いじめの申し立て窓口)	いじめや不登校など学校には相談しにくい内容などに対して、スクールソーシャルワーカーによる相談を実施する。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
34	24時間子どもSOSダイヤル	24時間365日体制で、市内在住・在学の子ども及びその保護者を対象に、いじめ、困ったことや悩みなどに関する相談を実施する。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
35	いじめ解決一斉キャンペーン(全校アンケート)の実施	全校一斉の児童生徒を対象としたアンケート調査を、5月には記名式、12月の「横浜市いじめ防止啓発月間」及び人権週間の期間には、無記名式で行い、いじめをはじめとした児童生徒の不安に対し子どもと向き合い解決を目指す。						○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
36	不登校児童生徒支援事業	不登校の児童生徒に「安心できる居場所」及び「個別最適な学びの機会」の提供を通じて、不登校児童生徒の社会的自立を支援する。		○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
37	児童生徒の危機に対応する体制の整備	いじめ、事件事故等が発生した際に、危機対応を行うチームを設置し対応する。					○	○		○	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
38	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 健康教育・食育課
39	特別支援教育コーディネーターの配置	児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うため、各学校において、特別支援教育に関する委員会や研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員を配置する。				○		○			教育委員会事務局 特別支援教育課
40	FriendSHIP よこはまの実施	同性が好きなこと、心と体の性が一致しないこと等(性的少数者)を隠すことなく、安心して過ごすことができるスペースを開設する。関連図書があり、性的少数者に理解のあるスタッフが常駐し、10代の方限定の時間帯もあり、話をしながら、ゆっくりと過ごすことができる。(事前の予約は不要)		○	○			○			市民局人権課
41	個別専門相談:「よこはまLGBT相談」	主に39歳までの当事者、家族、教員等を対象に、性的少数者支援に携わっている臨床心理士による対面相談を実施する。		○				○			市民局人権課
42	薬物乱用防止啓発	薬物乱用防止教育の普及強化を図るため、青少年向けリーフレットを作成し、中学校への配布や、小・中・高等学校等の教職員等を対象とした研修会を開催する。青少年を対象とした薬物乱用防止活動に関係各課が連携し効果的に取り組むため、薬物乱用防止対策庁内連絡会を開催する。						○			医療局医療安全課

(7) 重点施策2 女性に対する支援の強化

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	インターネットを活用した相談事業(相談先表示)	自殺の要因となる様々な生活課題に対し、検索連動広告により相談先窓口の情報提供を行う。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
4	インターネットを活用した相談事業(相談)	「死にたい」等の自殺に関する様々な用語検索に対して、自殺に直接つながる可能性のあるキーワードの検索者へ、インターネットツールを使用した相談対応を実施する。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
5	就労支援(ジョブスポット)	生活保護受給者・生活困窮者・ひとり親家庭の方を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職支援まで一体的な就労支援を行う。							○		健康福祉局生活支援課
6	にんしんSOSヨコハマ(妊娠出産相談事業)	思いがけない妊娠や出産、子育てに悩む方が、孤立することなく気軽に相談支援を受けられるよう、電話やメール、LINEで相談を実施する。		○	○				○		子ども青少年局 地域子育て支援課
7	産婦健診	産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産婦健康診査費用の一部を助成する。また、医療機関と行政が連携し、産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う。			○				○		子ども青少年局 地域子育て支援課
8	産後母子ケア事業	訪問・ショートステイ・デイケアにて、出産後の心身や育児について、保健師・助産師等が支援を行う。			○				○		子ども青少年局 地域子育て支援課
9	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、育児に関する情報提供等を実施する。			○				○		子ども青少年局 地域子育て支援課
10	子育て世代包括支援センター事業	区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時に妊産婦等と面接を実施するほか、支援が必要な妊産婦に対し、継続して必要な保健指導や相談支援を行う。			○				○		子ども青少年局 地域子育て支援課
11	母子訪問指導事業	主に第1子が出生した家庭に、母子訪問指導員や区福祉保健センターの保健師・助産師が家庭訪問を実施する。		○	○				○		子ども青少年局 地域子育て支援課
12	周産期メンタルヘルス研修	産後うつ支援のための知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。							○		子ども青少年局 地域子育て支援課
13	妊産婦メンタルヘルス連絡会	リスクのある妊産婦の早期発見と更なる支援のために、医療機関との連携について検討する連絡会を実施する。			○				○		子ども青少年局 地域子育て支援課
14	こども家庭相談	子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援する。		○	○			○	○		子ども青少年局 こども家庭課
15	母子家庭等就労支援事業	ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートよこはまで就労に関する相談を実施する。		○	○				○		子ども青少年局 こども家庭課
16	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣する。							○		子ども青少年局 こども家庭課
17	ひとり親サポートよこはま(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)の設置	センターに就労支援員を配置し、個々のご家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就労相談を実施するほか、生活相談、法律相談などの総合的な支援を実施する。		○	○				○		子ども青少年局 こども家庭課
18	助産制度	生活保護世帯などの出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度。							○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課
19	横浜市DV相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者等からの暴力の相談を受ける。暴力には性暴力も含まれる。相談者からのニーズや状況に応じた助言や情報提供を行う。		○	○				○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課
20	女性緊急一時保護施設補助事業	民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保する。		○					○		子ども青少年局 こどもの権利擁護課

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
21	働きづらさに悩む若年無業女性支援講座・就労体験	長期の無業やひきこもり状態にあり、働きづらさに悩む若い女性向けの社会参加を目的とした連続講座、就職活動を行うための準備を目的とした、サポートを受けながら行う就労体験を実施する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
22	よこはまグッドバランス企業認定事業	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
23	ハラスメント対策セミナー 企業におけるハラスメント防止研修への講師派遣	職場のハラスメント対策や、発生時の対応について、中小企業・団体の経営者、人事・労務担当者向けにセミナーを開催する。企業等が実施する研修会に、男女共同参画センターのスタッフを講師として派遣する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
24	心とからだで生き方の総合相談	パートナーとの関係(DV・デートDVなど)、家族との関係、職場の人間関係など、日常生活で直面する、様々な問題についてのご相談に対応する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
25	DV防止に向けた取組	DV防止に向けて、パープルライトアップ、デートDV防止啓発(デジタルサイネージによる啓発、SNSでの広告配信)、男女共同参画センターでの啓発を行う。また、DV施策推進連絡会を開催する。							○		政策局男女共同参画推進課
26	デートDV防止関連事業	①予防教育(教職員向けオンライン研修・生徒向け出前ワークショップ)、②相談(チャット相談窓口「Yちゃっかる」)、③被害・加害者プログラム(デートDV専門相談員派遣)、④広報・啓発(SNS等による若年層への広報・啓発等)の4つを総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく支援する。		○	○				○		政策局男女共同参画推進課
27	DVを体験した女性のためのサポートグループの運営	DV被害の体験を分かち合い、今後の生き方を考える場づくりを目的としたグループ相談を実施する。		○					○		政策局男女共同参画推進課
28	自助グループ支援	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の観点で同じ悩みを抱える当事者同士が、気持ちや経験、情報を分かち合い、支え合うための場を提供し、広報等活動を支援する。		○					○		政策局男女共同参画推進課
29	女性としごと応援デスク	キャリアコンサルタントによる就職支援や、これからの働き方や両立の悩み、社会保険・労働条件・職場のハラスメントなどについての相談、様々なテーマで開催しているミニセミナーなど、一人ひとりの状況、ライフプランにあわせてサポートを実施する。	○	○	○				○		政策局男女共同参画推進課
30	男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	女性であること、男性であることを理由とした不利益な取扱など、性別による差別等により人権が侵害された場合の相談に対応する。		○					○		政策局男女共同参画推進課
31	犯罪被害者等相談支援事業	横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、性犯罪・性暴力被害にあった方の相談に応じるほか、カウンセリングの提供、日常生活支援、経済的負担の軽減支援等を実施する。	○	○	○				○		市民局人権課
32	市営住宅における犯罪・DV被害者支援	犯罪被害者及びDV被害者の方に対して、単身者申込資格の年齢要件を緩和、定期募集における当選率の優遇、市営住宅の一時使用を実施する。		○					○		建築局市営住宅課

(8) 重点施策3 自殺未遂者への支援の強化

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
1	地域自殺対策推進センター事業	地域自殺対策推進センターにおいて、精神保健福祉士等の専門職を配置する。自殺統計、人口動態統計、市民意識調査(おおむね5年に1回実施)など関係統計を解析し、関係機関や市民に提供する。			○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	ゲートキーパー養成研修	家族や友人、同僚等の身近な人や地域の支援者等、様々な分野におけるゲートキーパーを養成する。	○	○		○	○			○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	ゲートキーパー養成研修(こども・若者分野)	こども・若者のSOSを察知し、適切な支援につなげることができるよう、小・中・高・専門学校・大学の生徒等や教職員等を対象に、自殺対策に関する研修を行う。	○	○	○	○			○		健康福祉局こころの健康相談センター
4	ゲートキーパーポータルサイト	ゲートキーパーweb学習コンテンツ等を整備するとともに、活動するにあたり必要な情報提供を行うポータルサイトを整備し、ゲートキーパー養成の更なる推進を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
5	悩み別相談先検索サイト	ゲートキーパーポータルサイトの整備と併せて、ゲートキーパーが活動の中で、必要な支援の提供や関係機関につなげることを目的に、悩み別相談先検索サイトを整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
6	よこはま自殺対策ネットワーク協議会	本市における自殺対策を総合的に推進していくため、民生委員などの市民代表や、自殺対策に取り組む支援団体と行政で、情報交換や関係機関の連携及び協力の推進、一体的な広報啓発活動を図る。	○		○					○	健康福祉局こころの健康相談センター

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			1	2	3	4	5	1	2	3	
7	自殺対策普及啓発	悩みを抱えている人が必要な支援、相談窓口につながるよう、また自殺対策に関する正しい知識が普及するよう、関係団体等と協力し、多様な手段を用いて啓発を実施する。また、自殺対策強化月間及び自殺予防週間(9月と3月)には、集中的に取り組むを推進する。庁内において、市民等から自殺予告に関するメール等を受信した場合、迅速・適切に対応できるよう周知する。	○	○	○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
8	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者にうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施する。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布する。	○	○	○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
9	自殺未遂者支援に関する手引き等の作成	自殺未遂者の精神科医療の必要性を評価し、必要に応じて適切な診察や相談機関に案内できるような手引きを作成し、救急医療機関等に配布する。	○							○	健康福祉局こころの健康相談センター
10	救命救急センターにおける自殺未遂者再発防止事業	三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援を行う。			○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
11	自殺未遂者支援に関する研修	医療従事者等の自殺未遂者に関わる支援者を対象に、自殺リスクの適切な評価を行い、再度の自殺未遂の防止につなげるための研修を行う。	○		○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
12	自殺未遂者フォローアップ調査事業	二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、ケースマネジメントによる支援及び定期的なフォローアップ支援を行う。			○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
13	措置入院患者の退院後支援事業	措置入院となった方を対象に、当事者及び支援者間で退院後の支援に関する情報を共有し計画を作成。退院後に医療を継続し、安定した地域生活を送れるよう支援を実施する。								○	健康福祉局こころの健康相談センター
14	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健と医療と福祉の関係による協議の場を通じ、関係者間の連携による地域支援体制を構築する。		○	○					○	健康福祉局精神保健福祉課
15	精神科救急医療対策事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする患者等の相談に応じるほか、法に基づく診察の実施や医療機関の紹介を行う。			○					○	健康福祉局精神保健福祉課
16	精神保健福祉相談	区福祉保健センターの精神保健福祉相談員が本人や家族等に対して、精神科医療機関等の受診受療や社会参加等精神保健福祉に関する相談に対応する。		○	○					○	健康福祉局精神保健福祉課
17	生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の課題の解決や生活の立て直しについて、関係機関等と連携し、包括的な相談支援を行う。		○	○					○	健康福祉局生活支援課
18	児童生徒の危機に対応する体制の整備	いじめ、事件事故等が発生した際に、危機対応を行うチームを設置し対応する。					○	○		○	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

